

電気料金値上げ認可の概要について

平成25年8月

東北電力株式会社

1. 当社を取り巻く厳しい経営環境	3	7. 規制部門の電気料金	29
・当社が取り組んできた5つの大きな課題		・ご家庭の電気料金の推移	
・収支悪化への対応		・ご家庭向け電気料金設定の考え方	
・財務体質		・ご家庭など向けの新たな料金メニュー	
2. 値上げ認可の概要	6	・今回変更する選択約款	
3. 申請原価の補正概要	7	【参考】主な選択約款(従来からの料金メニュー)	
・申請原価との比較および前提諸元		【参考】主なご契約メニューの値上げ影響	
【参考】申請原価に織り込んだ経営効率化の概要		8. 自由化部門の電気料金	35
【参考】電気料金の推移		・値上げ内容の見直し	
・査定方針を踏まえた補正申請の内容		・値上げの影響額の例	
4. 補正原価の概要	13	・事務所ビル, 商業施設, 工場などのお客さま向けの新たな料金メニュー	
・前回改定時との比較		9. 料金のお支払い制度の変更	38
・原価算定における前提諸元と発電電力量の概要		10. お客さまへのご説明について	39
【参考】原価算定上の原子力運転計画		・規制部門	
5. 補正原価の内訳	16	・自由化部門	
・人件費		【参考】省エネや電気料金の節約につながる情報発信	
【参考】年収水準		【参考】省エネや電気料金の節約につながるご提案活動	
・燃料費, 購入・販売電力料		11. 燃料費調整	47
・修繕費		12. 託送供給約款の見直し	48
・減価償却費			
・事業報酬		(補足資料)	
【参考】設備投資額の推移		・電気料金改定手続きの概要	
・公租公課		・燃料費調整の前提諸元	
・原子力バックエンド費用		・事業報酬制度について	
・その他経費・控除収益		・事業報酬の算定方法(レートベース, 事業報酬率)	
【参考】普及開発関係費, 寄付金, 団体費, 研究費の内訳		・ヤードスティック査定	
6. 補正原価および収入	27	・個別原価算定フロー	
・規制部門		・従量電灯Bのご契約アンペアごとの値上げ影響	
・自由化部門		・従量電灯Bの平均的なモデル(280kWh/月)の料金について	

当社は、東日本大震災や新潟・福島豪雨により被災した電力供給設備の復旧などに伴う設備関連コストや、原子力発電所の長期停止に伴う火力燃料費の増加などにより、財務状況が著しく悪化していることを受け、本年2月14日に、最大限の経営効率化の実施を前提として、規制部門のお客さまについて、平均11.41%の電気料金の値上げを申請させていただきました。

その後、国の審査や公聴会などを経て、経済産業省より提示いただいた査定方針に基づき、8月6日、経済産業大臣に補正申請を提出し、認可をいただいたことから、9月1日より、規制部門のお客さまについて、平均8.94%の値上げを実施させていただくこととなりました。

また、今回の認可を受け、自由化部門のお客さまにつきましても、これまでお知らせしておりました電気料金の値上げについて、平均17.74%から平均15.24%の値上げに見直しさせていただくこととなります。なお、認可をいただきました新たな料金原価に基づき、選択約款等の見直しについても、経済産業大臣に届出いたしました。

この度の電気料金の値上げにより、お客さまには多大なるご負担をお願いすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、認可に至るまでの間に、皆さまから賜りましたご意見・ご指摘を真摯に受け止め、引き続き、徹底した経営効率化に取り組むとともに、電気の安定供給を通じて、地域の復興に貢献してまいり所存であります。

加えまして、今後もあらゆる機会を通じ、認可をいただきました新しい料金や契約メニューの内容などについて、丁寧にご説明させていただくとともに、お客さまのお役に立てるような電気の効率的なご利用方法などのご提案に取り組んでまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社を取り巻く厳しい経営環境(当社が取り組んできた5つの大きな課題)

p3

- 当社は、東日本大震災による設備被害と電力需要の減少、新潟・福島豪雨による設備被害、原子力発電所の長期停止による火力発電所の燃料費の大幅増加、東京電力福島第一原子力発電所の事故による直接・間接の影響の5つの大きな課題に取り組んできております。

震災等による電力需要の減少

- 設備被害等により、電力需要が減少

原子力発電所の長期停止

- 火力発電所の焼き増しによる燃料費の大幅な増加

新潟・福島豪雨(H23.7.27~30)

- 新潟・福島両県にわたる29ヵ所の水力が停止



[新郷発電所]



[宮下発電所]

震災による設備の甚大な被害

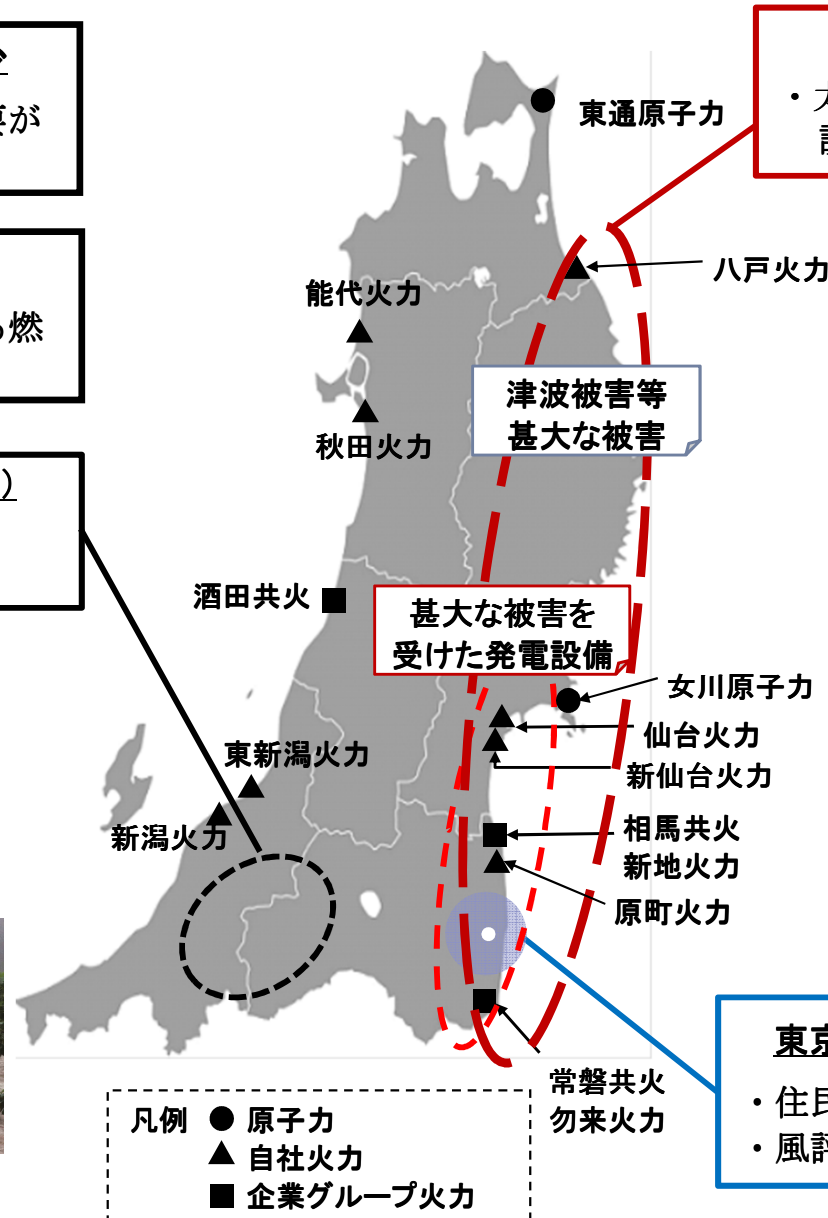
- 太平洋沿岸の火力発電設備や流通設備を中心に、甚大な被害



[傾斜した鉄塔(宮城県多賀城市)]



[原町火力発電所]



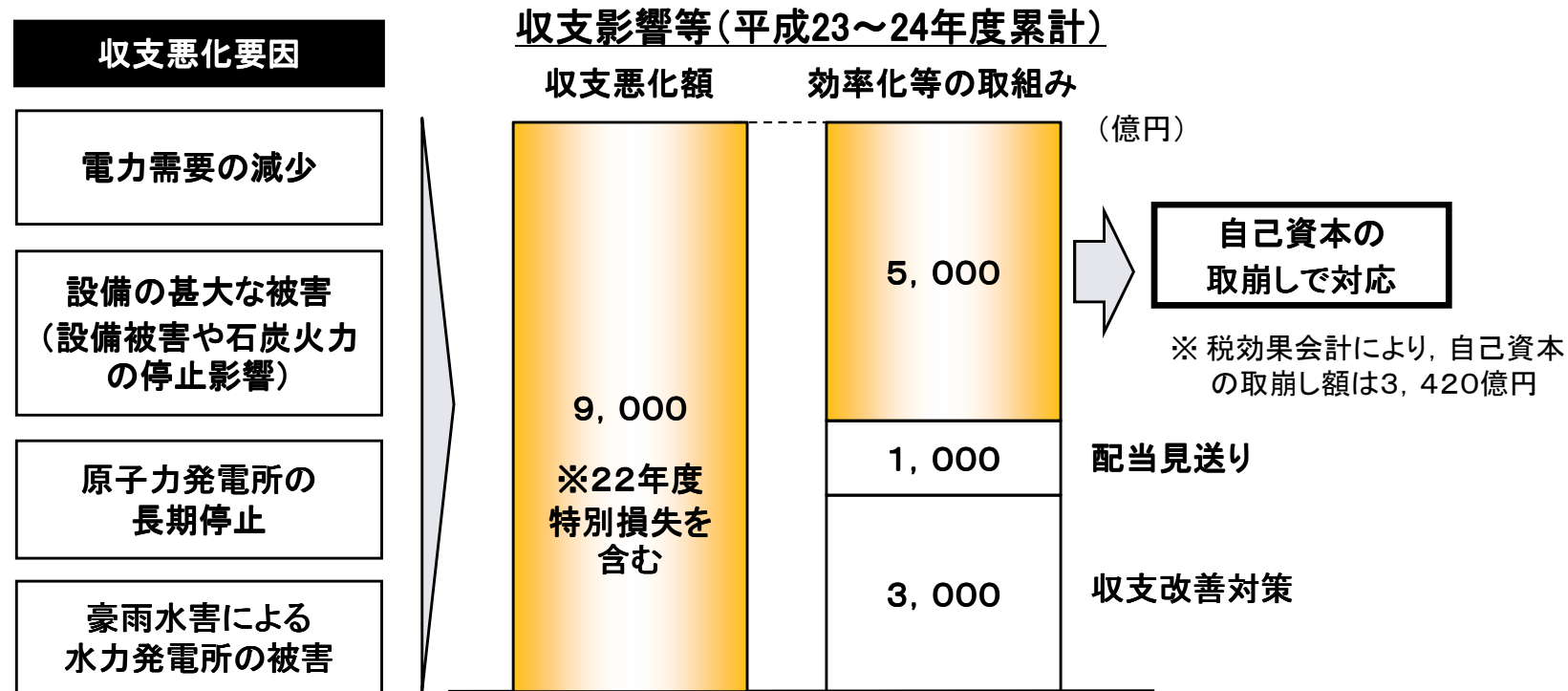
東京電力 福島第一原子力発電所事故

- 住民避難の継続
- 風評による地域経済への影響

1. 当社を取り巻く厳しい経営環境(収支悪化への対応)

p4

- 前述の5つの課題などにより、純損益ベースで、3期連続の赤字となり、特に平成23年度は2,000億円を超える赤字など、会社創立以来の厳しい収支状況にあります。
- 震災等による収支悪化への影響は、平成23～24年度累計(平成22年度特別損失を含む)で9,000億円程度となり、これらの膨大な負担を吸収するため、これまで緊急的な支出抑制や繰り延べを含むあらゆる分野のコスト削減に努めるとともに、平成23年度からは配当も見送っております。
- このような方策を尽くしても、コスト負担の増加を全てはカバーし切れず、自己資本を取り崩して対応してまいりました。



【経常損益・当期純損益の推移】

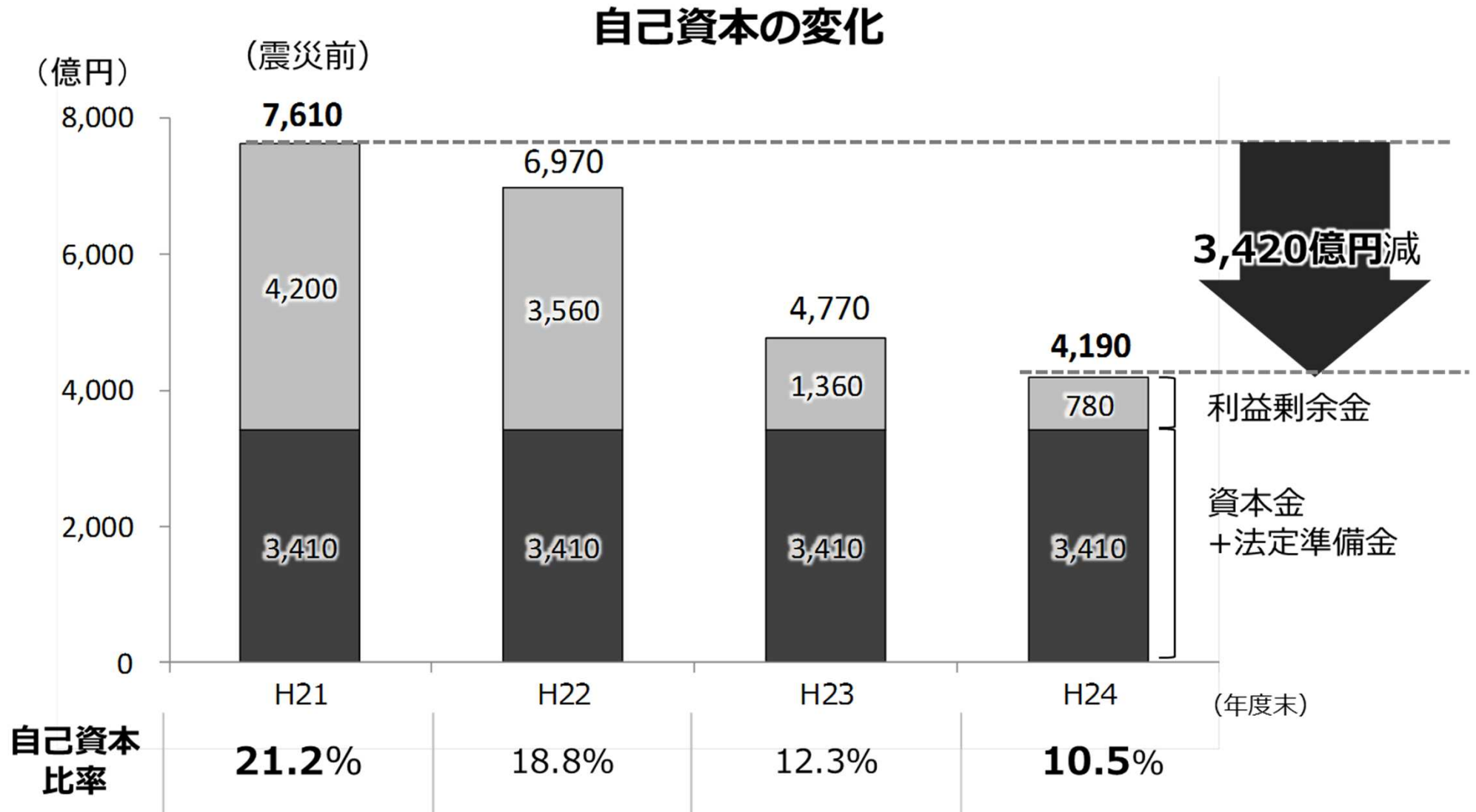
(億円)

	H21	H22	H23	H24
個別経常損益	277	628	▲1,842	▲531
個別当期純損益	201	▲331	▲2,102	▲591
(参考)連結当期純損益	258	▲337	▲2,319	▲1,036

1. 当社を取り巻く厳しい経営環境(財務体質)

p5

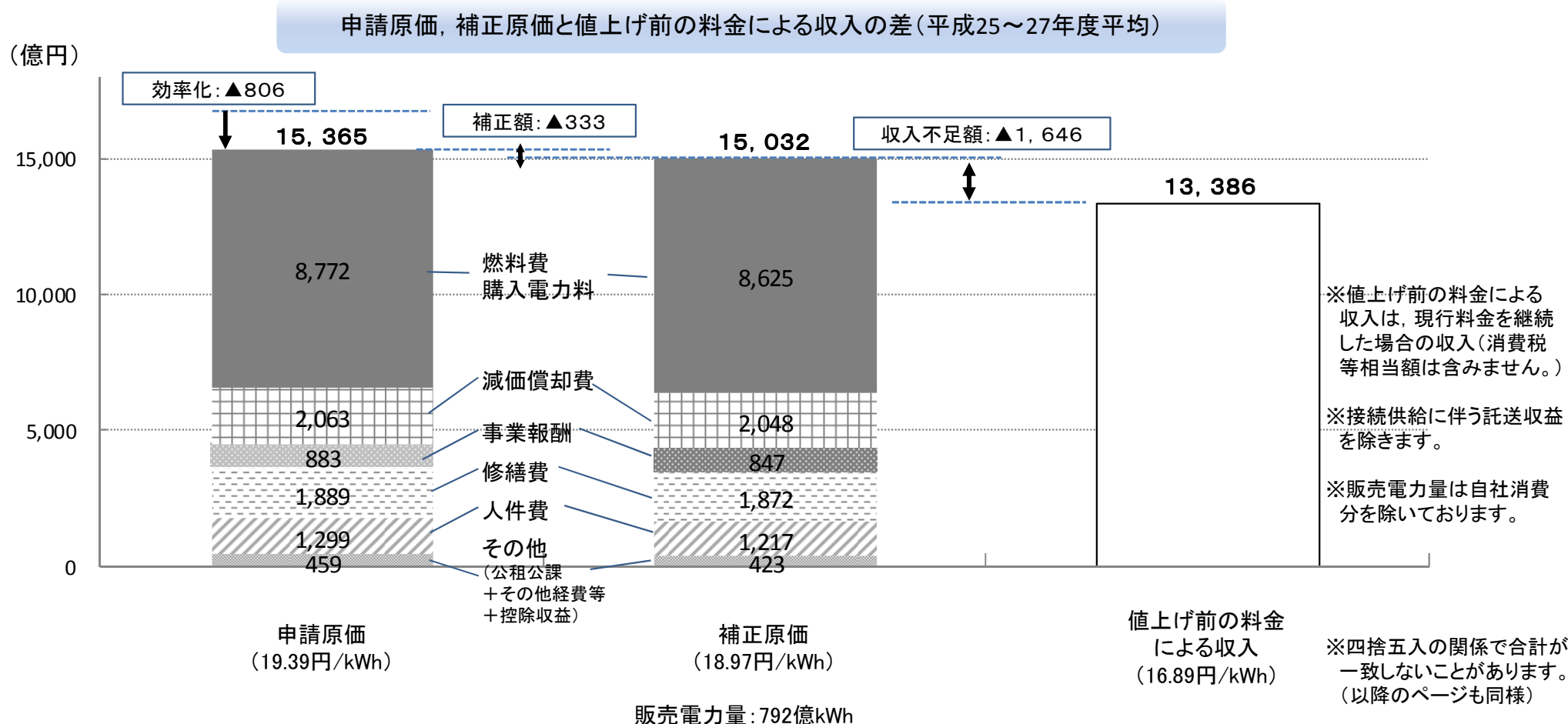
- 震災等による特別損失や燃料費の増加などによる純損失の計上で、自己資本が大幅に減少し、震災からわずか2年程度で自己資本の約4割(利益剰余金の約8割)が減少いたしました。



2. 値上げ認可の概要

p6

- 当社は、平成25年2月14日に、規制部門については平均11.41%の値上げを申請、自由化部門については平均17.74%の値上げをお願いしておりました(規制・自由化合計で14.79%)。
- その後、電気料金審査専門小委員会や消費者委員会、公聴会、物価問題に関する関係閣僚会議等を経て、8月2日に経済産業省より申請原価に関する査定方針が示されました。
- この査定方針を反映した結果、補正後の小売対象原価は1兆5,032億円となり、平成25年9月1日より、規制部門について平均8.94%の値上げをお願いする旨の認可を8月6日に経済産業大臣よりいただきました。
- これとあわせ、自由化部門のお客さまにつきましても、9月1日より平均15.24%の値上げをお願いさせていただきます。
- なお、規制部門と自由化部門のお客さま合計では、平均12.30%の値上げをお願いすることとなります。



3. 申請原価の補正概要（申請原価との比較および前提諸元）

p7

- 今回の審査を経た査定方針を反映した小売対象原価は1兆5,032億円となり、申請原価と比較して、333億円※の減額となります。
※査定方針による補正総額▲334億円のうち、接続供給に伴う託送収益を除いております。

【申請原価との比較】

（億円）

	補正原価 A	申請原価 B	差引 A-B
人件費	1,217	1,299	▲82
燃料費	5,037	5,128	▲91
火力燃料費	5,025	5,116	▲91
核燃料費	12	12	—
修繕費	1,872	1,889	▲17
資本費	2,895	2,946	▲51
減価償却費	2,048	2,063	▲15
事業報酬	847	883	▲36
購入電力料	3,587	3,644	▲57
公租公課	970	976	▲6
原子力バックエント費用	51	51	▲0
その他経費	1,703	1,760	▲57
委託費	521	529	▲8
一般負担金	107	107	—
上記以外	1,075	1,124	▲50
控除収益	▲2,264	▲2,292	28
総原価 ①	15,067	15,401	▲334
接続供給託送収益 ②	▲35	▲36	1
小売対象原価 ③ = ① + ②	15,032	15,365	▲333
値上げ前の料金による収入 ④	13,386	13,386	—
差引過不足 ⑤ = ③ - ④	1,646	1,980	▲333

【原価算定の前提諸元】

販売電力量（億kWh）	792
原油価格（\$/b）	114.4
為替レート（円/\$）	80.2
原子力利用率（%）	8.1
事業報酬率（%）	2.9
経費対象人員（人）	12,677

- ・前提諸元については、査定方針を反映し、事業報酬率と経費対象人員の見直しを行っております。
- ・販売電力量は自社消費分を除いております。
- ・原油価格・為替レートは、申請時点における直近3ヶ月（平成24年10～12月）の貿易統計実績値を参照。
- ・原子力利用率は、自社原子力のみの値。

【参考】申請原価に織り込んだ経営効率化の概要

p8

- お客さまの電気料金負担の軽減に向けて、今後、原価算定期間（平成25～27年度）において806億円のさらなる経営効率化を織り込んでおります。
- 申請原価に対する査定方針の内容を踏まえ、今後更なるコスト削減に努めてまいります。

(億円)

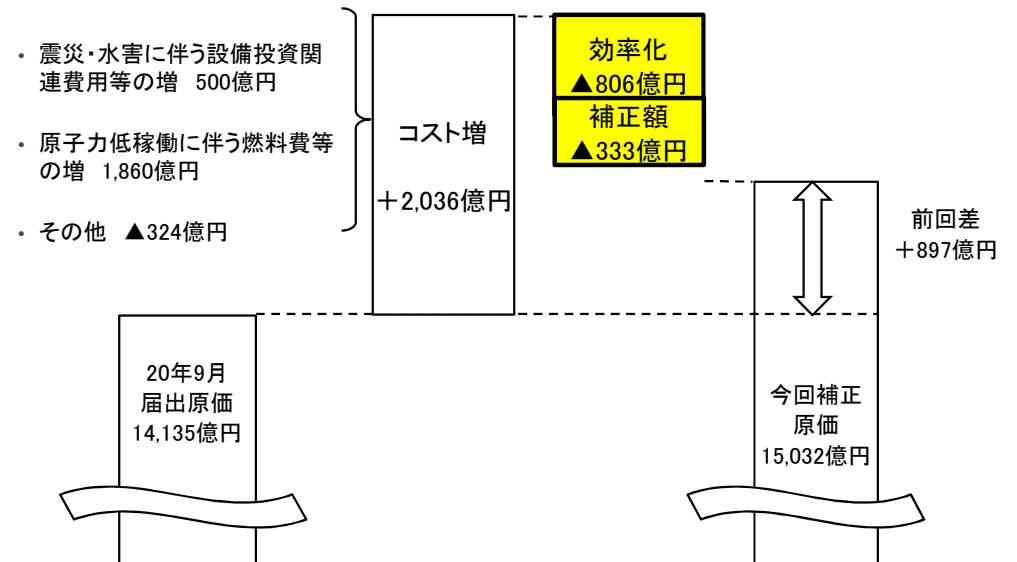
削減項目	コスト削減額 H25～H27 ()内は全体比	主な削減内容(金額)
人件費	321 (40%)	役員給与の削減(2) 給料手当等の削減(249) 退職金制度の見直し(35) 福利厚生制度の見直し(21) 人員数の削減(9) 委託検針・集金単価等の削減(5)
燃料費・ 購入電力料	192 (24%)	熱効率の向上による火力燃料費の低減(49) 八戸火力5号機の燃料転換(軽油→LNG)(22) 亜瀝青炭の受入拡大(12) LNGスポット価格の低減(37) 輸入代行料・諸経費の削減(16) 購入電力料の削減(50) 卸電力取引所の活用(6)
設備投資 関連費用	24 (3%)	工事仕様・工法の合理化(8) 競争拡大等による発注価格の削減(16)
修繕費	118 (14%)	工事・点検周期の見直し、工事仕様の合理化(36) 競争拡大等による発注価格の削減(82)
その他経費	151 (19%)	委託費、賃借料などにおける仕様変更や単価見直し等による削減(50) 普及開発関係費、研究費、寄付金・事業団体費等の削減(69) 競争拡大等による発注価格の削減(32)
合計	806	

資材・役務調達の 競争拡大 (再掲)(※)	130	競争拡大等による発注価格の削減 (競争発注比率3割程度を目指す)
-----------------------------	-----	-------------------------------------

※価格削減効果を最大限織込むため、競争予定以外の特命契約予定案件に対しても競争拡大による効果(▲7%)を織込んでいる。
対象費目は、設備工事費(減価償却費)、修繕費、廃棄物処理費、委託費、普及開発関係費、養成費、固定資産除却費

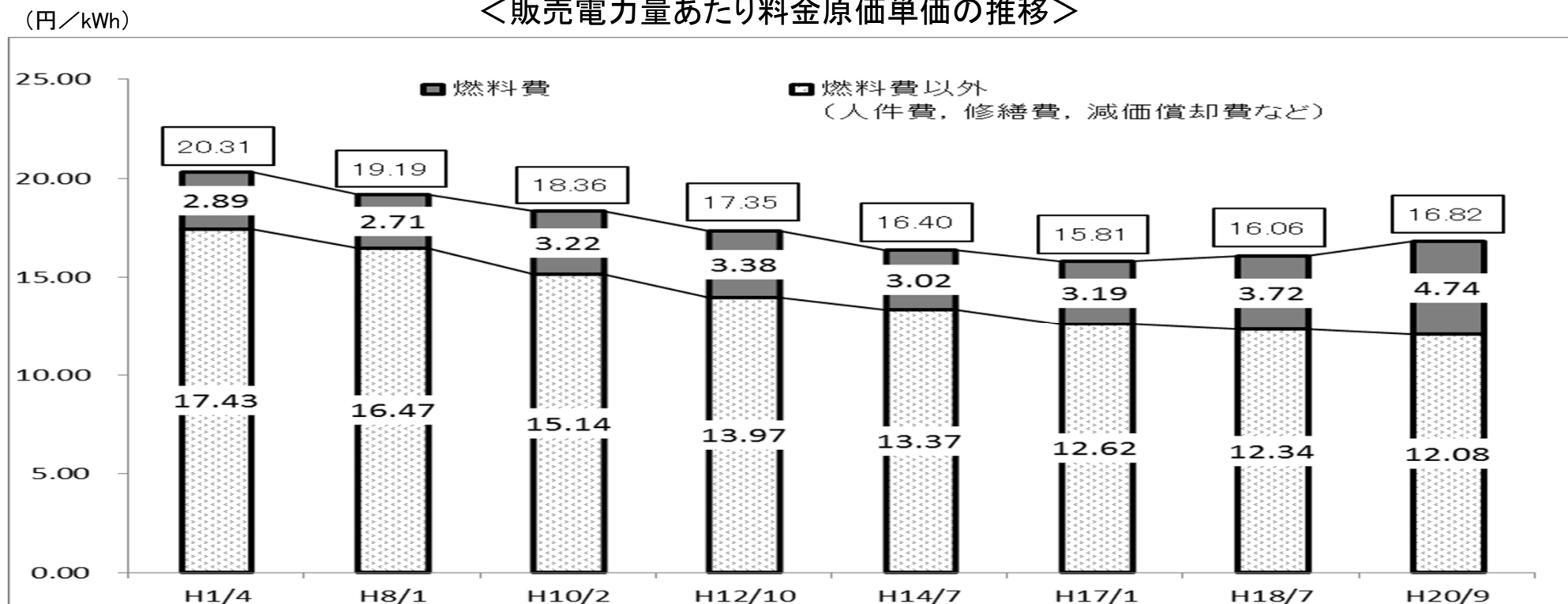
※なお、資材・役務調達に係る調達価格の低減および調達の透明性・公平性の確保を目的に、経営層をトップとする「調達改革委員会」を、7月31日に設置いたしました。当委員会には、外部有識者の方にも参加いただき、当社の資材・役務調達における改善点や調達価格の低減のための知見の提供など、第三者の視点から助言いただくこととしております。

□料金原価の主な増減



- 当社は、平成元年の電気料金改定から7回の改定を実施し、うち6回は、経営効率化の成果を電気料金の引下げという形でお客さまに還元してまいりました。

＜販売電力量あたり料金原価単価の推移＞



＜料金改定実績(平成元年以降)＞

実施年月	H8.1	H10.2	H12.10	H14.7	H17.1	H18.7	H20.9	単純合計
改定率	▲8.61%	▲6.09%	▲5.68%	▲7.10%	▲4.23%	▲3.05%	改定前の水準を維持	▲34.76%

(注)1.H12.10改定以降は規制部門の料金改定率です。

2.規制部門の対象範囲は以下のとおりです。

H12.10およびH14.7: 高圧供給以下, H17.1: 高圧供給500kW未満および低圧供給, H18.7以降: 低圧供給

3.H8.1から燃料費調整制度が導入され、燃料の価格に合わせて電気料金が調整されています。

3. 申請原価の補正概要(査定方針を踏まえた補正申請の内容①)

p10

- 査定方針を踏まえた補正額と主な補正申請内容については、以下のとおりです。

※【 】内は補正額（億円）

	補正額	主な補正申請内容
人件費	▲82	・社内取締役の役員報酬を国家公務員の指定職水準(1,800万円)まで引下げ【▲2】 ・社員年収を引き下げ(642万円→596万円)【▲64】 ・退職給付水準の引下げ【▲3】 ・健康保険料の会社負担割合を56%から平成27年度に53%台まで引下げ【▲1】 ・持株会奨励金を原価不算入【▲2】 ・直近の実績の反映【▲5】
燃料費	▲91	・LNG調達価格のうち、原価算定期間内に価格改定を迎える長期契約について、申請会社以外を含めた一般電気事業者を含め最も低価格なものの価格(いわゆるトップランナー価格)とする。また、平成27年度以降については天然ガス連動価格を一部反映させた価格とし、LNGスポット価格については、一般電気事業者全体の平均調達価格とする【▲56】 ・石炭調達価格について、各国別の全日本通関CIF価格とする(一部については熱量に応じて補正を行う)【▲24】 ・輸入重油・軽油等について、平成24年10～12月の購入価格を算定する際に参照する指標価格等を適用【▲3】
購入・販売電力料	▲33	・今後契約を締結するもの(原子力発電による購入電力を除く)について、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、震災以降取り組んだ効率化を勘案した上で、10%に対する未達分を料金原価から減額【▲16】 ・原子力発電による購入電力の人件費や修繕費等について、震災以降取り組んだ効率化を勘案した上で、当社と同等のコスト削減を織込み【▲15】

3. 申請原価の補正概要(査定方針を踏まえた補正申請の内容②)

p11

※【 】内は補正額（億円）

	補正額	主な補正申請内容
設備投資関連費用	▲71	・特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る原価を不算入 －減価償却費【▲9】 －事業報酬【▲7】 ・事業報酬率の見直し(3.0%→2.9%)による減額【▲29】 ・緊急設置電源の廃止に伴う除却損について、適正な見積額を原価から減額【▲19】
修繕費	▲17	・特別監査の結果を踏まえ、先行投資や不使用設備等に係る原価を不算入【▲9】 ・スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額(その際、電気料金審査専門小委員会における導入時期の前倒し表明を受け、新しい計画に基づき原価の再算定を行う)【▲3】
公租公課	▲6	・特別監査の反映等による前提諸元等の補正に伴う税額の引下げ【▲2】 ・総原価の減少に伴う事業税の引下げ【▲4】
原子力バックエンド費用	▲0	・使用済燃料再処理等費の輸送費のうち、今後契約を締結するものについて、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、10%に対する未達分を料金原価から減額【▲0.2】

3. 申請原価の補正概要(査定方針を踏まえた補正申請の内容③)

p12

※【 】内は補正額（億円）

	補正額	主な補正申請内容
その他経費・ 控除収益	▲34	・普及開発関係費のうち、販売促進的な側面が強い節電や省エネ推進を目的とした費用や企業イメージ的な調査等優先度が低い費用等について、原価不算入【▲19】 ・賃借料のうち、平成24年度の賃料の減額を平成25年度以降も反映することによって、料金原価から減額【▲2】 ・電中研の分担金および自社研究費において、費用の優先度の低い販売促進的な側面が強い研究を料金原価から減額【▲1】 ・電気事業雑収益のうち、契約超過金に係る算定において、過去実績と比べて足らざる部分について、料金原価から減額【▲1】
ヤードスティック査定	—	・電力各社間の効率化度合いを比較した結果、電源部門・非電源部門ともに「原価算定期間における効率化への取組みが相対的に大きい」と判断され、査定額は「0」となりました
合計	▲333	※ 接続供給に伴う託送収益を除く

スマートメーター関連費用 (再掲)	▲3	・スマートメーター本体の単価については、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認め、上回る部分について料金原価から減額(その際、電気料金審査専門小委員会における導入時期の前倒し表明を受け、新しい計画に基づき原価の再算定を行う)【▲3】
効率化の深掘り (再掲)	▲51	・コスト削減額が原則10%に満たない場合には、震災以降取り組んだ効率化を勘案した上で、10%に対する未達分を料金原価から減額【▲42】 ・子会社、関係会社取引については、一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ、10%を料金原価から減額【▲10】

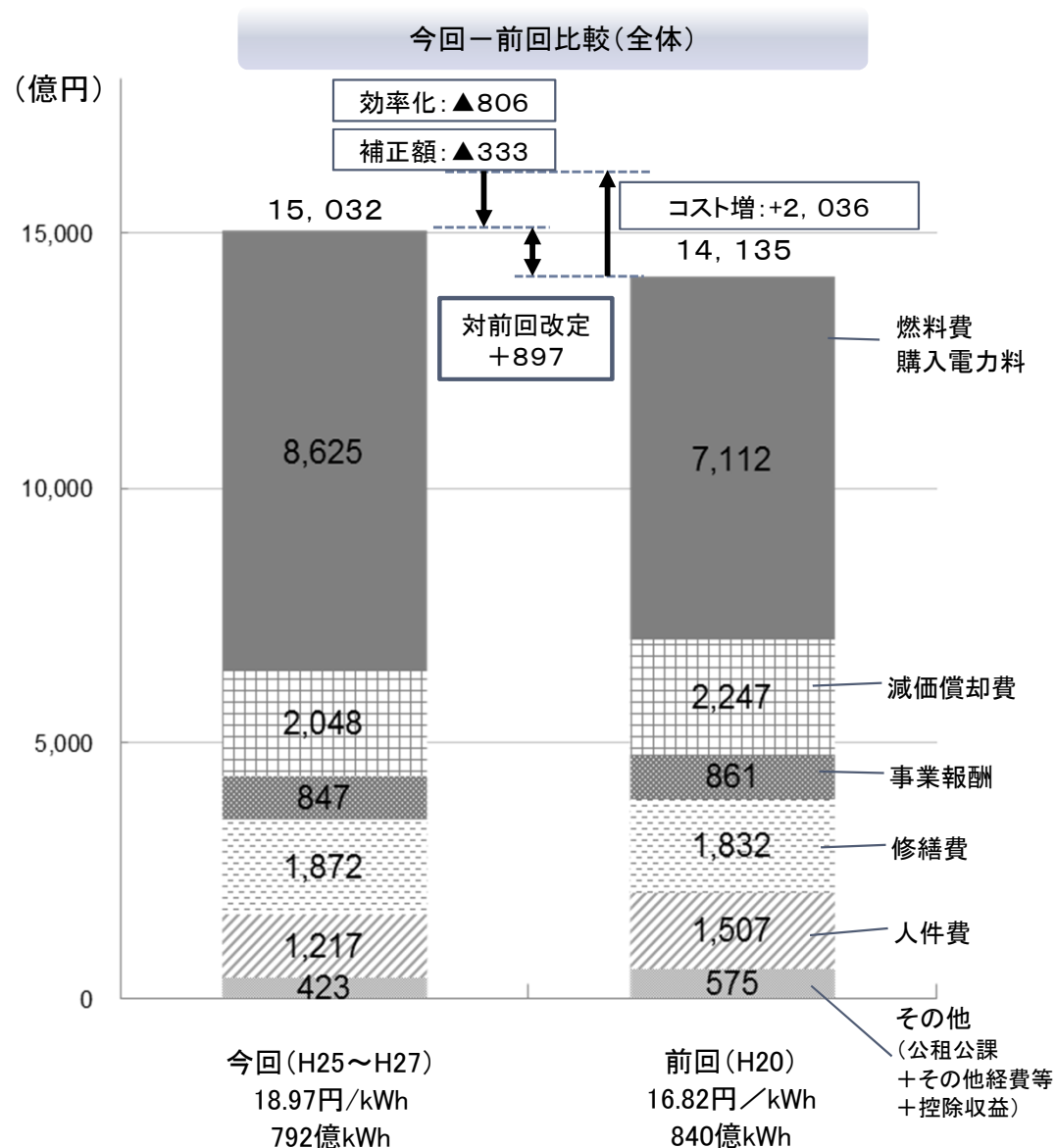
4. 補正原価の概要(前回改定時との比較)

p13

- 平成25～27年度の年平均原価は、前回届出原価(平成20年度)と比較して、経営効率化により806億円削減するものの、原子力の発電電力量の大幅な減少に伴う燃料費、購入電力料や緊急設置電源に係る費用などの増分を吸収しきれず、小売対象原価は897億円の増加となります。

(億円)

	今回補正原価 (H25～H27) A	前回届出原価 (H20) B	差 A-B
人件費	1,217	1,507	▲290
燃料費	5,037	3,982	1,055
火力燃料費	5,025	3,874	1,151
核燃料費	12	108	▲96
修繕費	1,872	1,832	40
資本費	2,895	3,108	▲213
減価償却費	2,048	2,247	▲199
事業報酬	847	861	▲14
購入電力料	3,587	3,130	457
公租公課	970	1,026	▲56
原子力バックエンド費用	51	199	▲148
その他経費	1,703	1,631	72
委託費	521	483	38
一般負担金	107	—	107
上記以外	1,075	1,148	▲73
控除収益	▲2,264	▲2,271	6
総原価①	15,067	14,144	923
接続供給託送収益②	▲35	▲10	▲26
小売対象原価③=①+②	15,032	14,135	897
値上げ前の料金による収入④	13,386	14,135	▲749
差引過不足⑤=③-④	1,646	—	1,646



4. 補正原価の概要(原価算定における前提諸元と発電電力量の概要)

p14

- 販売電力量は、東日本大震災等の影響により、前回改定時と比較して48億kWh減の年平均792億kWhを見込んでおります。
- 供給力は、東通原子力発電所1号機が平成27年7月に再稼働するものとして織り込んでおりますが、前回改定時と比べ原子力の発電電力量は大幅に減少し、火力発電電力量等が増加しております。

【原価算定の前提諸元】

	今回補正 (H25～H27) A	前回届出 (H20) B	差 A-B
販売電力量 (注1) (億kWh)	792	840	▲48
原油CIF価格 (注2) (\$/b)	114.4	93.0	21.4
為替レート (注2) (円/\$)	80.2	107.0	▲26.8
原子力利用率 (注3) (%)	8.1	70.0	▲61.9
事業報酬率 (%)	2.9	3.0	▲0.1
経費対象人員 (人)	12,677	12,322	355

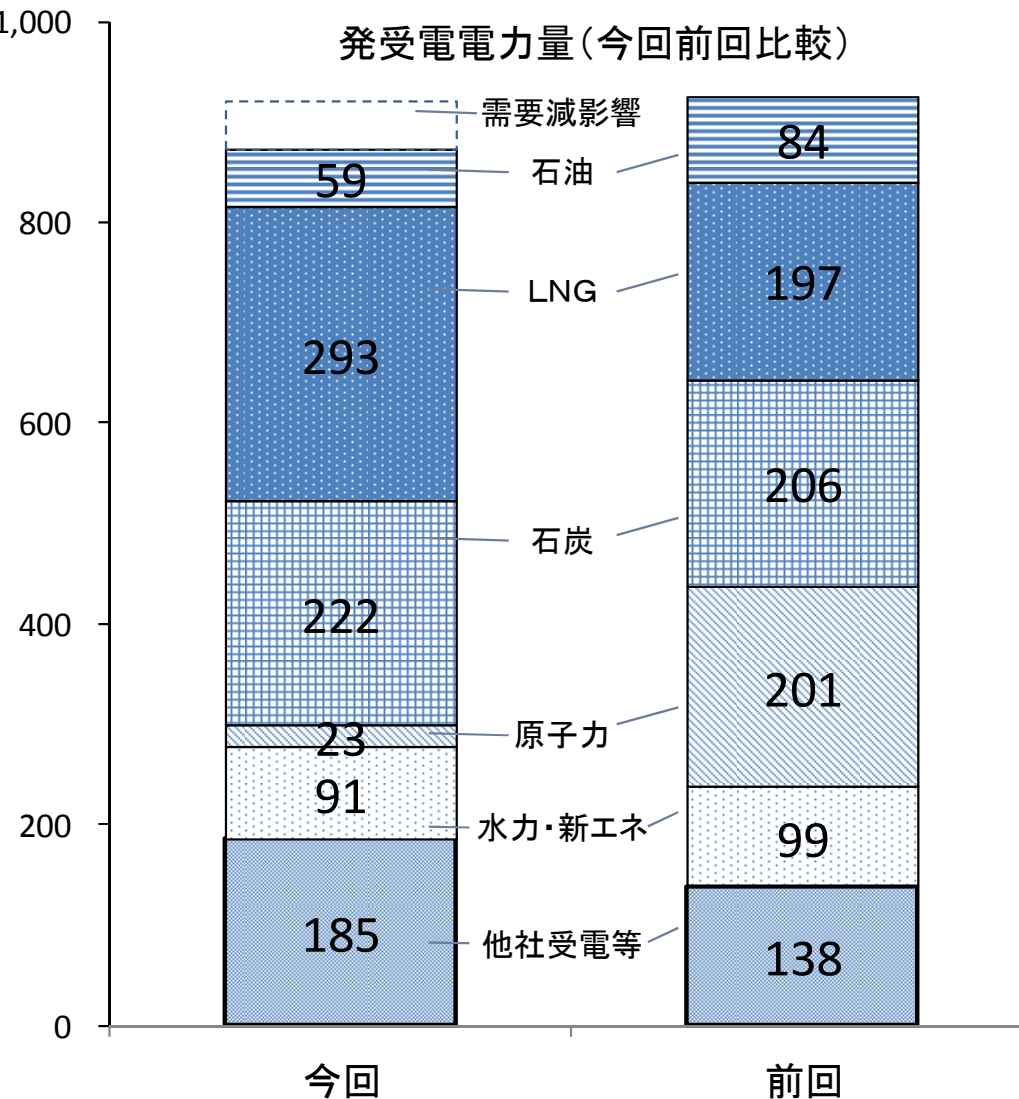
(注1) 販売電力量は自社消費分を除いております。

(注2) 今回の原油CIF価格・為替レートは、直近3か月の貿易統計価格(平成24年10～12月の平均値)。

(注3) 原子力利用率は、自社原子力のみの値。

(億kWh)

1,000



- 現在停止中の原子力発電所については、料金算定上の前提として、東通1号機は平成27年7月に、女川原子力発電所は平成28年度以降に再稼働するものとしております。

【原子力運転計画】

ユニット名	H25 設備利用率0%	H26 設備利用率0%	H27 設備利用率24.4%
東通1号機			
女川1号機	原価算定期間中の運転は織り込んでいない		
女川2号機			
女川3号機			

 は運転中の期間。

5. 補正原価の内訳(人件費)

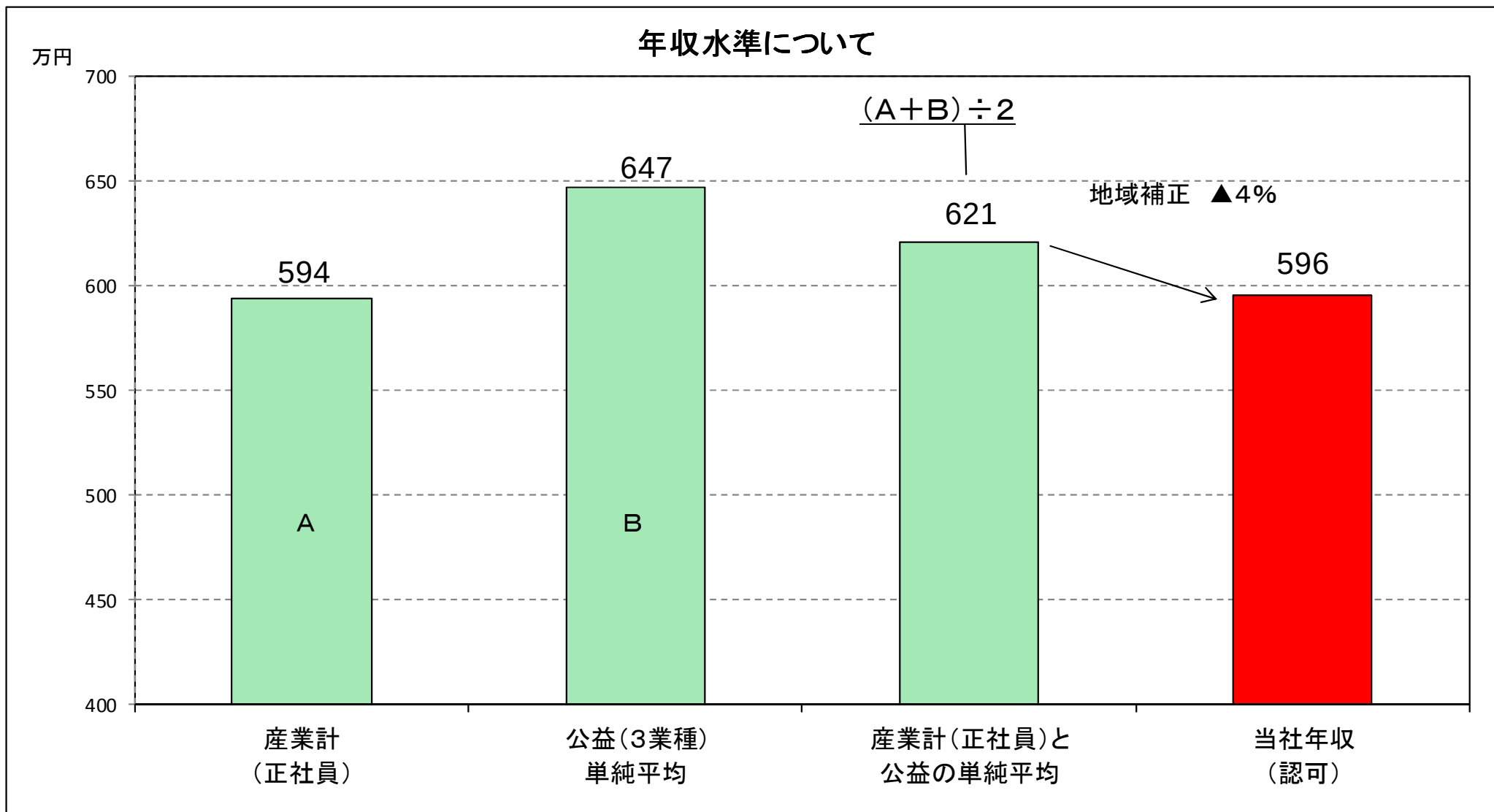
p16

- 申請時に織込んだ経営効率化に加え、申請原価に対する査定方針の反映(▲82億円)により、人件費総額は、前回届出原価と比べ290億円減少しております。

(億円)

	今回補正原価 (H25~27) A	前回届出原価 (H20) B	差 A-B	備考
役 員 給 与	3	8	▲4	役員報酬を国家公務員指定職の水準(1,800万円)まで引下げ
給 料 手 当	826	1,094	▲268	社員年収(所定内給与+賞与)を596万円まで引下げ
給料手当振替額	▲7	▲9	2	
退 職 給 与 金	159	137	22	年金資産に関する数理計算上の差異償却額の増加 退職給付水準の引下げ
厚 生 費	167	196	▲28	健康保険料事業主負担割合を平成27年度に53%台まで引下げ 福利厚生制度の見直しによる削減、持株会奨励金の原価不算入
委 託 検 針 費	40	45	▲5	委託検針単価の削減等を反映
委 託 集 金 費	6	8	▲2	委託集金単価の削減等を反映
雑 給	24	29	▲6	
人 件 費 計	1,217	1,507	▲290	
＜参考＞ 経費対象人員(人)	12,677	12,322	355	定期採用抑制(平成25~27年度予定220名) 過去3ヵ年平均比38%減

- 当社の平均年収(基準賃金, 時間外手当を除く基準外賃金, 諸給与金)については, 申請原価に対する査定方針を踏まえ, 「賃金構造基本統計調査」における従業員1,000人以上企業の「正社員の年収594万円」と「公益企業(ガス・水道・鉄道)の年収(年齢・勤続年数・学歴による補正後)の単純平均647万円」との単純平均621万円を地域補正した596万円としております。



5. 補正原価の内訳(燃料費, 購入・販売電力料)

p18

- 燃料費については、電源の最経済運用を前提として、燃料調達の効率化を最大限に織り込んでおりますが、原子力の発電電力量の大幅な減少に伴う火力発電電力量の増加や、燃料価格の上昇等により、申請原価に対する査定方針を反映(▲91億円)するものの、前回届出原価と比較して、1,055億円の大幅な増加となっております。
- 購入・販売電力料については、購入・販売ともに電力量は減少しておりますが、燃料価格の上昇等により、購入電力料で457億円、販売電力料で21億円の増加となっております。なお、今後の取引所取引の活用拡大を想定し、織込みをしております。

(燃料費)

(億kWh, 億円, 円/kWh)

		今回補正原価(H25～H27) A			前回届出原価(H20) B			差 A－B		
		発電電力量	金額	単価	発電電力量	金額	単価	発電電力量	金額	単価
燃料費	水力	82	－	0.00	87	－	0.00	▲6	－	0.00
	火力	575	4,966	8.64	487	3,808	7.81	87	1,158	0.83
	石油系	59	984	16.55	84	1,404	16.65	▲25	▲420	▲0.10
	ガス系	293	3,113	10.61	197	1,761	8.95	97	1,352	1.66
	石炭系	222	868	3.91	206	643	3.12	16	226	0.79
	原子力	23	12	0.51	201	108	0.54	▲177	▲96	▲0.03
	新エネ	10	60	6.15	11	67	5.86	▲2	▲7	0.29
自社計		689	5,037	7.31	787	3,982	5.06	▲97	1,055	2.25

(購入・販売電力料)

購入	地帯間購入	108	1,368	12.71	122	1,221	9.97	▲15	148	2.74
	他社購入	248	2,219	8.93	236	1,909	8.08	12	310	0.85
	購入計	356	3,587	10.07	359	3,130	8.73	▲3	457	1.35
販売	地帯間販売	165	2,054	12.45	218	2,072	9.51	▲53	▲17	2.93
	他社販売	4	45	12.70	1	7	10.96	3	38	1.74
	販売計	169	2,100	12.45	218	2,079	9.52	▲50	21	2.94
購入－販売 計		188	1,488	7.93	140	1,051	7.49	47	436	0.44

5. 補正原価の内訳(修繕費)

p19

- 修繕費については、火力発電所の定期検査の増加やスマートメーター導入等による増ならびに申請原価に対する査定方針を反映(▲17億円)した結果、前回届出原価と比べ40億円増加しております。
- 査定方針にてメルクマールとされた過去5ヵ年の修繕費率と比較しても、適正な水準であると考えております。

(億円)

	今回補正原価 (H25～H27) A	前回届出原価 (H20) B	差 A－B	備考
水 力	112	103	9	ダム浚渫工事の増など
火 力	455	428	26	新規電源設置に伴う増など
原 子 力	173	230	▲57	定期点検等の減、発注価格削減による減など
新 エ ネ	15	－	15	設備区分の新設(地熱等)
送 電	182	164	18	経年化対策工事の増など
変 電	90	78	12	経年化対策工事の増など
配 電	789	710	79	
一般修繕費	212	271	▲59	機器点検サイクルの見直しによる減など
取替修繕費	577	439	138	スマートメーター導入、復興対応による増など
業 務	56	118	▲62	通信関係修繕の減、発注価格削減による減など
合 計	1,872	1,832	40	

【修繕費率の比較】 (億円)	今回補正原価 A	直近5ヵ年※ B
平均修繕費 (a)	1,872	1,893
平均帳簿原価(b)	83,540	75,513
修繕費率 (a／b)	2.24%	2.51%

※: 直近5ヵ年とはH18～22年実績(理由は以下のとおり)

- 平成23年度は、東日本大震災や新潟・福島豪雨による甚大な設備被害の復旧(災害特別損失に計上)を着実に進めることを優先し、既に計画していた工事については実施時期の繰り延べ等を実施。
- その結果、平成23年度の修繕費実績が極端に低い水準となったことから、メルクマール修繕費率は平成18～22年度の直近5ヵ年を基に算定。

5. 補正原価の内訳(減価償却費)

p20

- ・ 前回届出原価と比較して、原町火力を含む震災・水害復旧工事(242億円/年)、原子力安全性向上対策工事(57億円/年)などによる増要因があります。
- ・ 一方で、償却の進行や申請原価に対する査定方針の反映(▲15億円)により、全体として199億円減少しております。(新エネ設備は、省令等の改正による新区分。)

今回原価と前回原価の比較

(億円)

	今回補正原価(H25～H27)				前回届出原価(H20) B	差 A-B
	H25	H26	H27	平均 A		
水力	105	111	109	108	105	3
火力	529	459	472	487	391	96
原子力	360	337	404	367	567	▲ 200
新エネ	12	12	14	13	—	13
送電	359	356	354	356	394	▲ 38
変電	205	196	194	198	236	▲ 37
配電	363	364	364	364	390	▲ 27
業務	151	154	159	155	164	▲ 9
合計	2,084	1,990	2,070	2,048	2,247	▲ 199

主な電源の運転開始予定

設備	種別	出力 (万kW)	運転開始 年月
飯野	水力	0.023	H26.2
第二薮神	水力	0.45	H28.3
八戸5号 コンバインド サイクル化	軽油 (LNG)	39 (41)	H26.8 (H27.7)
原町1号	石炭	100	H25.4 (運転再開済)
原町2号	石炭	100	H25.3 (運転再開済)
新仙台 3-1号 3-2号	LNG	49 49	H28.7 H29.7
原町太陽光	太陽光	0.1	H27.1
石巻太陽光 (仮称)	太陽光	0.03	H28.3

(注)原町1・2号は、災害復旧後の運転再開時期

5. 補正原価の内訳(事業報酬)

p21

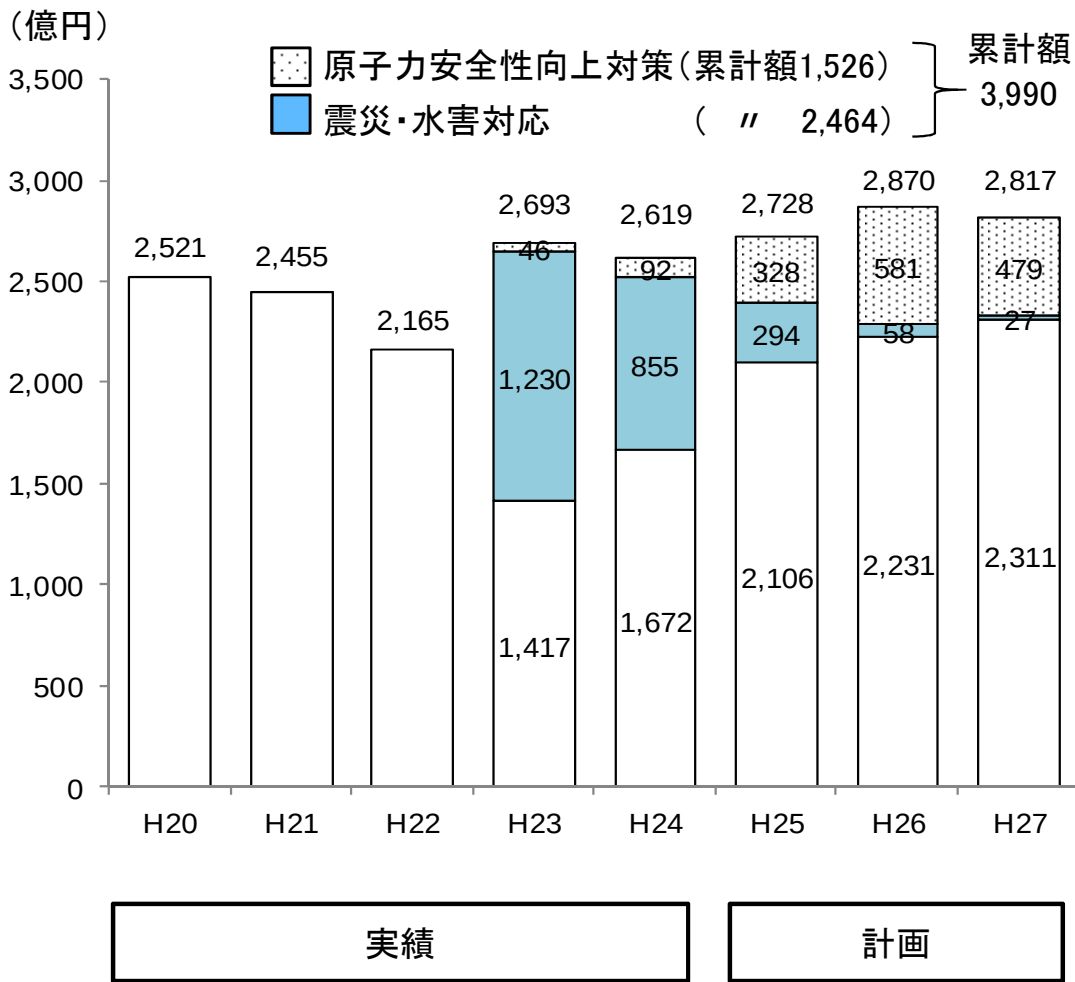
- 電気を安全・安定的にお届けするためには、事業運営に必要な資金を円滑に調達する必要がありますが、この資金調達コストに相当する「事業報酬」については、「一般電気事業供給約款料金算定規則」により、適正な事業資産価値(レートベース)に事業報酬率を乗じて算定しております。
- 事業報酬率が2.9%に低下したことなど、申請原価に対する査定方針の反映(▲36億円)により、前回届出原価と比べ14億円減少しております。

(億円)

		今回補正原価 (H25～H27) A	前回届出原価 (H20) B	差 A－B	備考
電 気 事 業 固 定 資 産		24,058	26,002	▲1,944	償却の進行による減 特別監査等の反映
建 設 中 の 資 産		972	596	376	原子力安全性向上対策工事等の増
核 燃 料 資 産		1,599	1,418	181	原子力低稼働による増
特 定 投 資		470	129	341	日本原燃への増資
繰 延 資 産		0	1	▲1	
運 転 資 本	営 業 資 本	1,375	1,216	160	総原価見直しによる増
	貯 蔵 品 (燃 料 ・ そ の 他)	722	554	167	燃料貯蔵品の増
	計	2,097	1,770	327	
原 変 ・ 別 途 積 立 金		0	▲1,210	1210	積立金の取崩し
レ ー ト ベ ー ス 合 計 ①		29,196	28,706	490	—
事 業 報 酬 率 ②		2.9%	3.0%	▲0.1%	—
事 業 報 酬 ③ = ① × ②		847	861	▲14	—

- 東日本大震災や新潟・福島豪雨水害への対応、および原子力発電所のさらなる安全性向上対策の投資は、震災発生から平成27年度までの実績・計画累計額で3,990億円に上ります。
- 設備投資額は、前回改定時に比較して360億円増加しておりますが、これには震災・水害対応(126億円/年)や原子力安全性向上対策(463億円/年)が含まれており、これらを除くと前回改定から229億円/年減少しております。

□ 設備投資額の推移 (注) 附帯事業を除く。



□ 前回改定との差異 (億円)

	今回補正 (H25～H27) A	前回届出 (H20) B	差 A-B
水力	168	104	64
火力	739	420	319
原子力	514	162	352
新エネ	15	—	15
送電	352	771	▲ 419
変電	280	218	62
配電	437	434	4
業務	172	162	10
原子燃料等	129	175	▲ 46
合計	2,805	2,445	360

5. 補正原価の内訳(公租公課)

p23

- 公租公課は、法人税法、地方税法及びその他税に関する法律の定めるところにより、販売電力量や原子力発電所稼働状況等の前提計画を基に算定しておりますが、償却の進行に伴う固定資産税の減や販売電力量の減に伴う電源開発促進税の減、税制改正に伴う法人税等の減、および申請原価に対する査定方針の反映(▲6億円)などにより、前回届出原価と比較して56億円減少しております。

(億円)

	今回補正原価 (H25～H27) A	前回届出原価 (H20) B	差 A－B	備考
水利使用料	27	27	▲1	
固定資産税	328	340	▲12	償却進行等による課税標準額の減
雑税	16	22	▲5	
県市町村民税	2	2	0	
事業所税	1	1	0	
不動産取得税・登録免許税	1	1	0	
都市計画税	2	2	▲0	
核燃料税	4	9	▲5	
印紙税・その他	6	6	▲0	
電源開発促進税	301	317	▲16	課税標準の販売電力量の減
事業税	179	180	▲1	
法人税等	119	140	▲21	法人税率の引下げ等による減
合計	970	1,026	▲56	

5. 補正原価の内訳(原子力バックエンド費用)

p24

- 原子力バックエンド費用(使用済燃料再処理等費, 特定放射性廃棄物処分費, 原子力発電施設解体費)は, 原子力発電所の設備利用率が大幅に低下することなどから, 前回届出原価と比較して148億円の減少となっております。

(億円)

	今回補正原価 (H25～H27) A	前回届出原価 (H20) B	差 A-B	備 考
①使用済燃料再処理等費	42	115	▲73	
使用済燃料再処理等発電費	15	88	▲73	原子力発電電力量の減
使用済燃料再処理等既発電費	27	27	—	平成16年度までの発電に対応する分
②特定放射性廃棄物処分費	4	37	▲32	
当期発電分	2	29	▲27	原子力発電電力量の減
平成11年までの発電分	2	8	▲5	平成25年度で過去分の拠出が終了することによる減
③原子力発電施設解体費	5	47	▲42	原子力発電電力量の減
バックエンド費用計	51	199	▲148	

【前提となる原子力発電電力量および設備利用率】

	単位	今回補正 A	前回届出 B	差 A-B	備 考
原子力発電電力量	億kWh	23	201	▲177	
設備利用率	%	8.1	70.0	▲61.9	

- ①使用済燃料再処理等費……使用済燃料の再処理等に要する費用。
- ②特定放射性廃棄物処分費……使用済燃料の再処理後に生じる特定放射性廃棄物の最終処分に係る費用。
- ③原子力発電施設解体費……原子力発電施設を解体するために要する費用。法令に基づく引当金を計上。

5. 補正原価の内訳(その他経費・控除収益)

p25

- 普及開発関係費や賃借料等の減額を織り込んだことに加え、広報活動費用のさらなる削減等、申請原価に対する査定方針を反映(▲34億円)しております。
- 一方で、原子力損害賠償支援機構一般負担金や固定資産除却費の増加により、前回届出原価と比較して99億円増加しております。

□ その他経費

(億円)

		今回補正原価 (H25-H27) A	前回届出原価 (H20) B	差 A-B
そ の 他 の 経 費	廃棄物処理費	119	85	35
	消耗品費	52	52	0
	補償費	13	35	▲22
	賃借料	267	333	▲66
	託送料	14	13	2
	事業者間精算費	4	5	▲1
	委託費	521	483	38
	損害保険料	9	12	▲4
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	107	-	107
	普及開発関係費	8	100	▲92
	養成費	12	21	▲9
	研究費	48	68	▲21
	諸費	124	116	7
	固定資産除却費	395	300	95
	その他※	10	7	3
	小計	1,703	1,631	72

□ 控除収益※

(億円)

		今回補正原価 (H25-H27) A	前回届出原価 (H20) B	差 A-B
控 除 収 益	遅収加算料金	▲13	▲19	6
	託送収益	▲3	▲3	0
	事業者間精算収益	▲29	▲27	▲1
	電気事業雑収益	▲120	▲141	21
	預金利息	0	▲1	1
	小計	▲165	▲192	27

※地帯間・他社販売電力料を除く

合計(その他経費+控除収益)	1,538	1,439	99
----------------	-------	-------	----

【主な差異要因】

(増加)

- ・原子力損害賠償支援機構一般負担金 +107
- ・委託費 +38(原子力安全対策+84 LNG気化▲48 他)
- ・廃棄物処理費 +35(灰処理費+25 他)

(減少)

- ・普及開発関係費 ▲92(オール電化関連・イメージ広告減)
- ・賃借料 ▲66(線路使用料▲16 機械賃借料▲21 他)
- ・補償費 ▲22(TV受信対策▲19 他)

※電気料貸倒損、共有設備費等分担額、建設分担関連費、
附帯事業営業費用分担関連費、電力費振替勘定、社債発行費

【参考】普及開発関係費，寄付金，団体費，研究費の内訳

p26

- 審査要領に基づき普及開発関係費のイメージ広告やオール電化販売関連，および寄付金を全額原価からカットするとともに，事業団体費，研究費については，電力の安定供給の観点から費用の優先度を考慮し精査したことに加え，省エネ・節電推進のための費用の減額等，申請原価に対する査定方針を反映しています。
- その結果，前回届出原価と比較して，全体で125億円の減少となっております。

(億円)

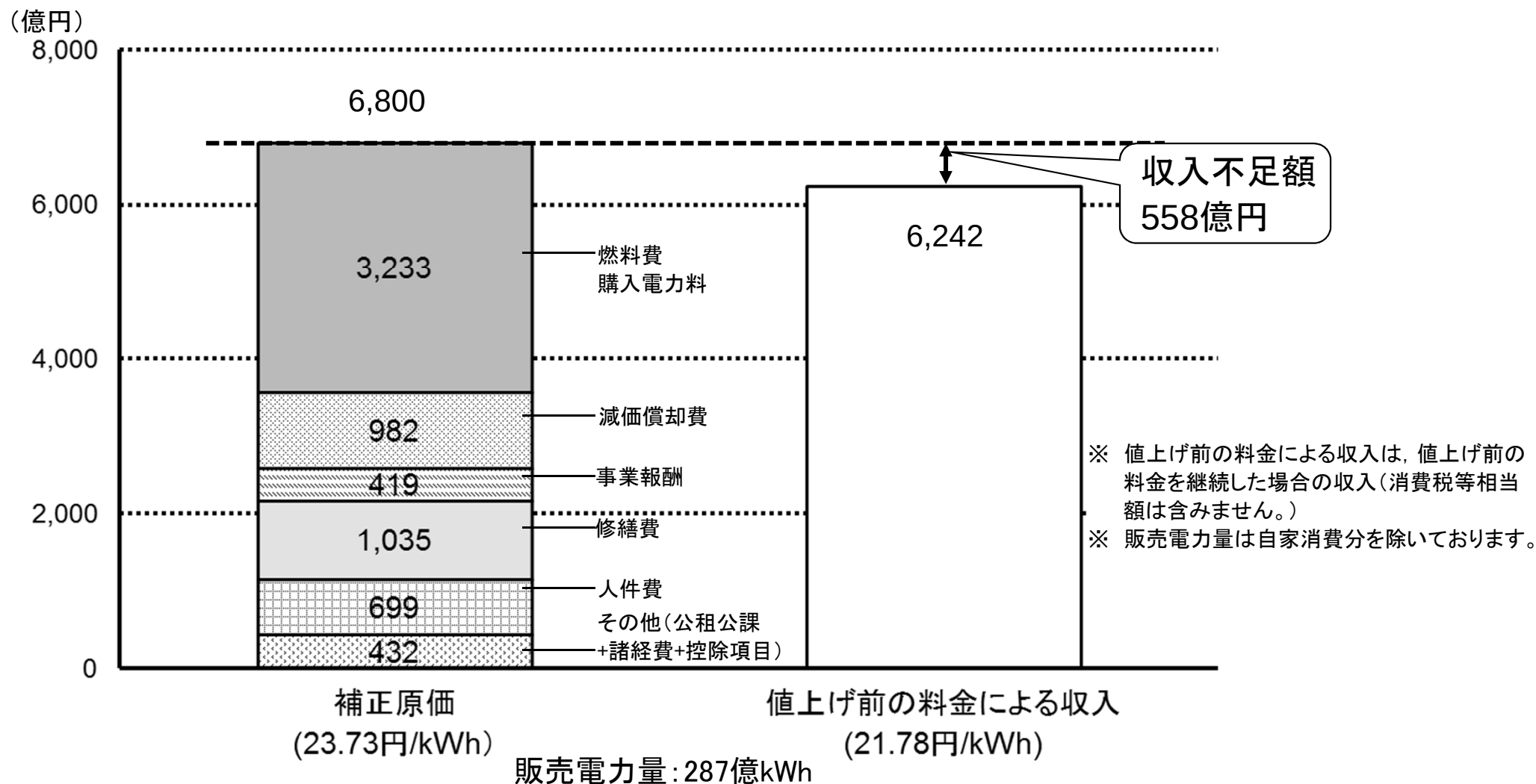
項 目	今回補正原価 (H25-H27) A	前回届出原価 (H20) B	差 A-B	備考
普及開発関係費	8	100	▲ 92	
①イメージ広告，販売拡大広告	0	12	▲ 12	全額不算入
②オール電化等販売拡大活動	0	48	▲ 48	全額不算入
③PR館（販売関連）	0	0	0	全額不算入
④電気安全に係る周知・電気料金メニュー関連・省エネ関連活動	1	13	▲ 12	販売促進的な側面が強い節電や省エネ推進を目的とした費用を査定減額
⑤発電所立地・エネルギーに関する理解促進活動	5	12	▲ 7	
⑥その他公益的目的のための情報提供	2	15	▲ 13	
寄付金	0	3	▲ 3	全額不算入
諸会費・事業団体費	5	14	▲ 9	
海外電力調査会	0.9	1	▲ 0.1	
原子力安全推進協会	3	0.6	2.4	
電力系統利用協議会	0.5	0.6	▲ 0.1	
海外再処理委員会	0.2	0.2	0.0	
世界原子力発電事業者協会東京センター	0.2	0.1	0.1	
その他	-	11.5	▲ 11.5	上記5団体以外（電事連等）は不算入
研究費	48	68	▲ 21	
自社研究費	22	29	▲ 8	電中研分担金の人件費，一般管理費相当等を査定減額
分担金（電中研等）	26	39	▲ 13	
合 計	60	186	▲ 125	

6. 補正原価および収入（規制部門）

p27

- ・ 規制部門の補正原価額は平成25～27年度平均6,800億円となります。一方、原価算定期間において、値上げ前の料金を継続した場合の収入は6,242億円となる見込みであり、年平均558億円の収入不足が発生することとなります。
- ・ このため、お客さまにはご負担をお願いし、大変申し訳ございませんが、規制部門平均で1.95円/kWh(8.94%)の値上げをお願い申し上げます。

補正原価と「値上げ前の料金による収入」の比較（規制部門・平成25～27年度平均）

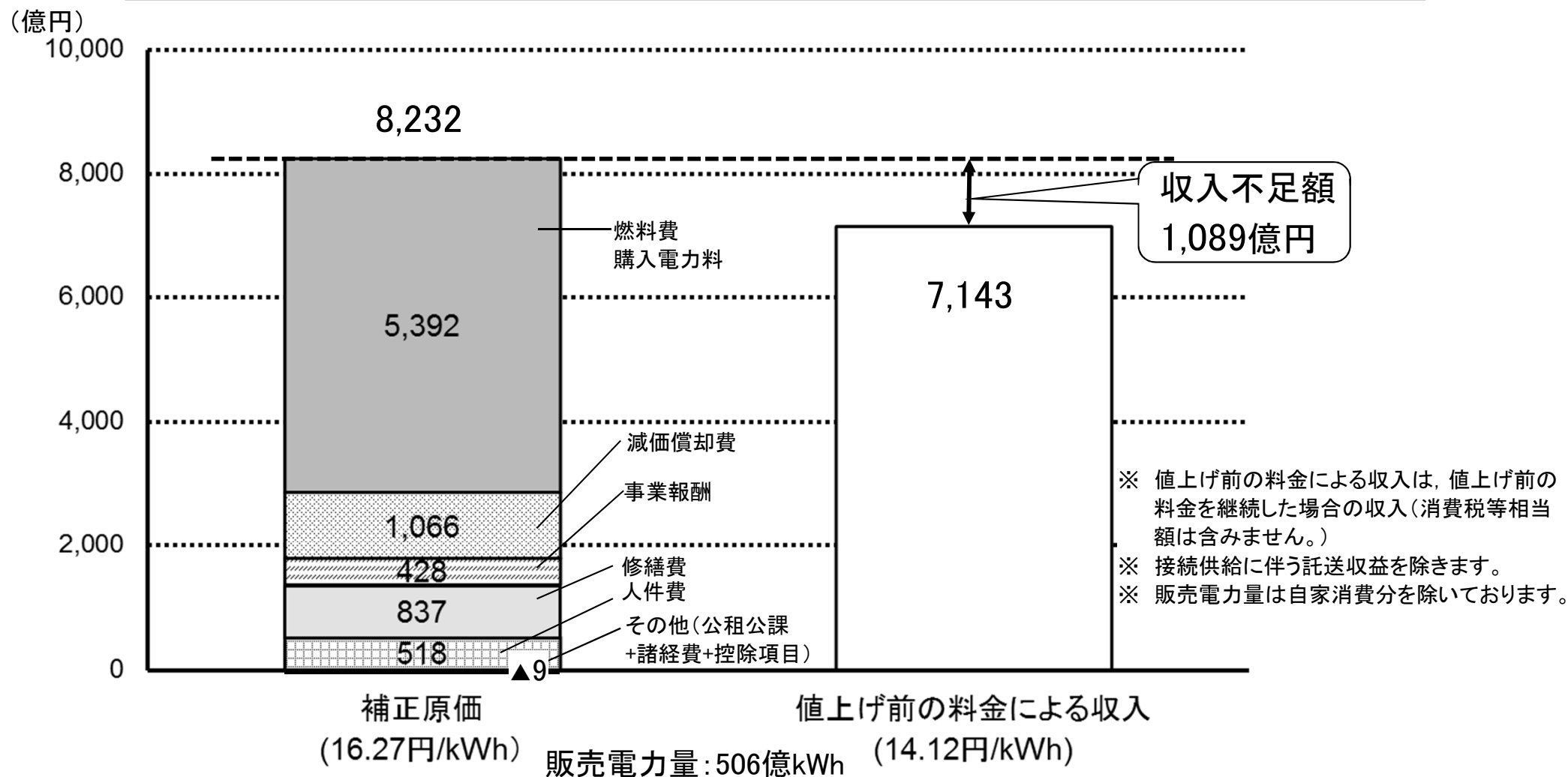


6. 補正原価および収入（自由化部門）

p28

- 自由化部門の補正原価額は平成25～27年度平均8,232億円となります。一方、原価算定期間において、値上げ前の料金を継続した場合の収入は7,143億円となる見込みであり、年平均1,089億円の収入不足が発生することとなります。
- このため、お客さまにはご負担をお願いし、大変申し訳ございませんが、自由化部門平均で2.15円/kWh(15.24%)の値上げをお願い申し上げます。

補正原価と「値上げ前の料金による収入」の比較（自由化部門・平成25～27年度平均）



7. 規制部門の電気料金(ご家庭の電気料金の推移)

p29

- 今回の値上げでは、ご家庭(契約種別:従量電灯B, 契約電流:30A, 使用電力量:280kWh/月の場合)の電気料金は、値上げ前のお支払額と比べて4.91%の値上がりとなり、月額7,050円(値上げ額330円)となります。
- お客さまにはご負担をおかけし、大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

(単位:円/月)

	H12改定	H14改定	H17改定	H18改定	H20改定	今回
値上げ前のお支払額	6,876	6,612	6,402	6,418	6,571	6,720
値上げ後のお支払額	6,554	6,285	6,121	6,228	6,571	7,050
増減額	▲322	▲327	▲281	▲190	0	330
増減率	▲4.7%	▲4.9%	▲4.4%	▲3.0%	0.0%	4.91%

※契約種別:従量電灯B, 契約電流:30A, 使用電力量:280kWh/月の場合

※値上げ前のお支払額は、前回改定料金に旧約款ベースの燃料費調整額を含めたものです。(値上げ後のお支払額と同条件で比較するため、今回の値上げ前のお支払額には、平成24年10月～12月の平均燃料価格による燃料費調整単価にもとづく燃料費調整額を含みます。)

※今回改定の値上げ前のお支払額および値上げ後のお支払額には、消費税等相当額、平成25年5月～平成26年4月に適用される単価で計算される再生可能エネルギー発電促進賦課金および平成25年5月～平成26年3月に適用される単価で計算される太陽光発電促進付加金を含みます。(「値上げ前のお支払額」は値上げ申請時点でお示した「現行料金」とは一致しておりません。)

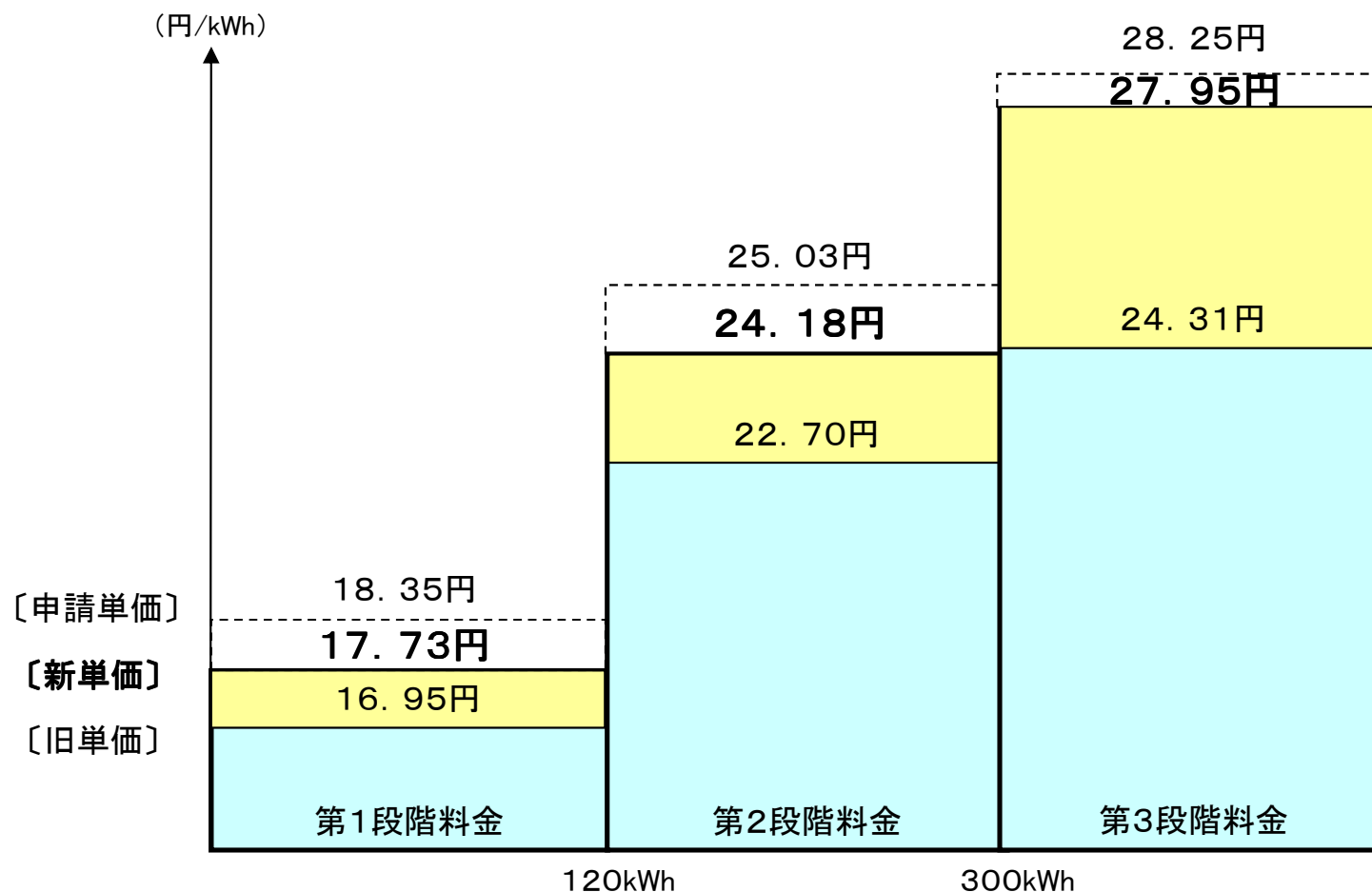
※実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金は、新たな算定基準等に基づき算定された燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金により変動いたします。

7. 規制部門の電気料金(ご家庭向け電気料金設定の考え方)

p30

- ・ ご家庭向け電気料金は、ご使用量の増加に伴い料金単価が上昇する3段階料金を設定しております。
- ・ 今回の値上げでは、毎日の生活に必要な不可欠な照明や冷蔵庫などの電気ご使用量に相当する第1段階料金の値上げ幅を極力小さくしております。
- ・ また、省エネルギー推進の観点から、第3段階料金については、値上げ幅を大きくしております。
- ・ なお、第2段階料金については、ご使用量の少ないお客さまのご負担の軽減につながるよう申請時からの見直し幅を大きくしております。

3段階料金制度(従量電灯Bの場合)



※新単価と同条件で比較するため、旧単価には、平成24年10月～12月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます。

※申請単価、新単価および旧単価には、消費税等相当額を含みます。

7. 規制部門の電気料金(ご家庭など向けの新たな料金メニュー)

p31

- 夏季のピーク抑制効果とお客さまの電気料金メニューの選択枝の拡大を目的に、平成25年7月1日より選択約款に新たな料金メニュー(ピークシフト季節別時間帯別電灯)を設定いたしました。
- ピーク時間(夏季の毎日13時から16時)の料金を昼間時間よりも割高に設定し、ピーク時間の節電インセンティブとさせていただくとともに、あわせて、夜間時間の料金を設定し、電気のご使用を昼間時間から夜間時間、またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間に移行していただくことにより、電気料金の節約が可能となります。
- なお、今回の値上げ認可に合わせて、平成25年7月1日に設定した単価を変更いたします。

1. 季節区分

夏 季・・・毎年7月1日から9月30日

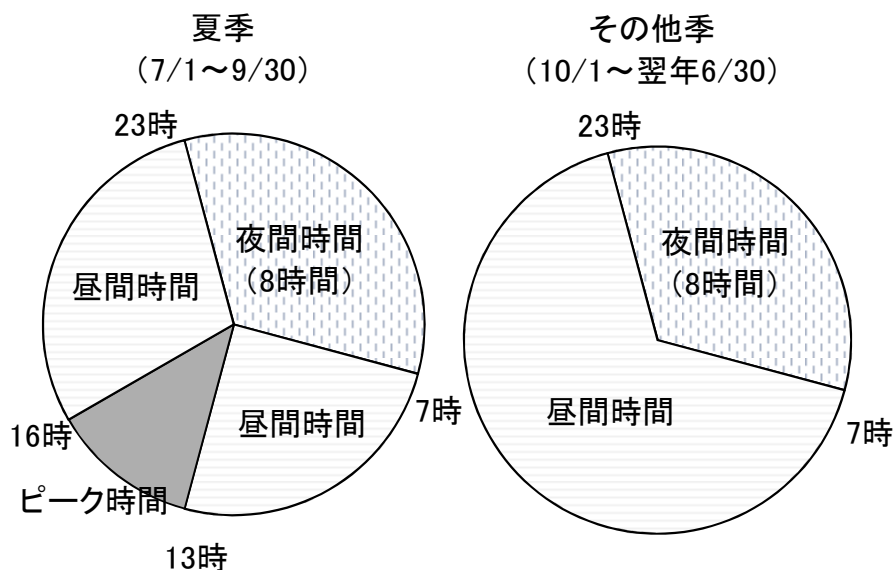
その他季・・・毎年10月1日から翌年の6月30日

2. 時間帯区分

ピーク時間・・・夏季の毎日13時から16時まで

昼 間 時 間・・・ピーク時間を除く7時から23時まで

夜 間 時 間・・・毎日23時から翌朝の7時まで



※新単価と同条件で比較するため、旧単価には、平成24年10月~12月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます。

※旧単価および新単価には、消費税等相当額を含みます。

<夏季の場合>

(円/kWh)

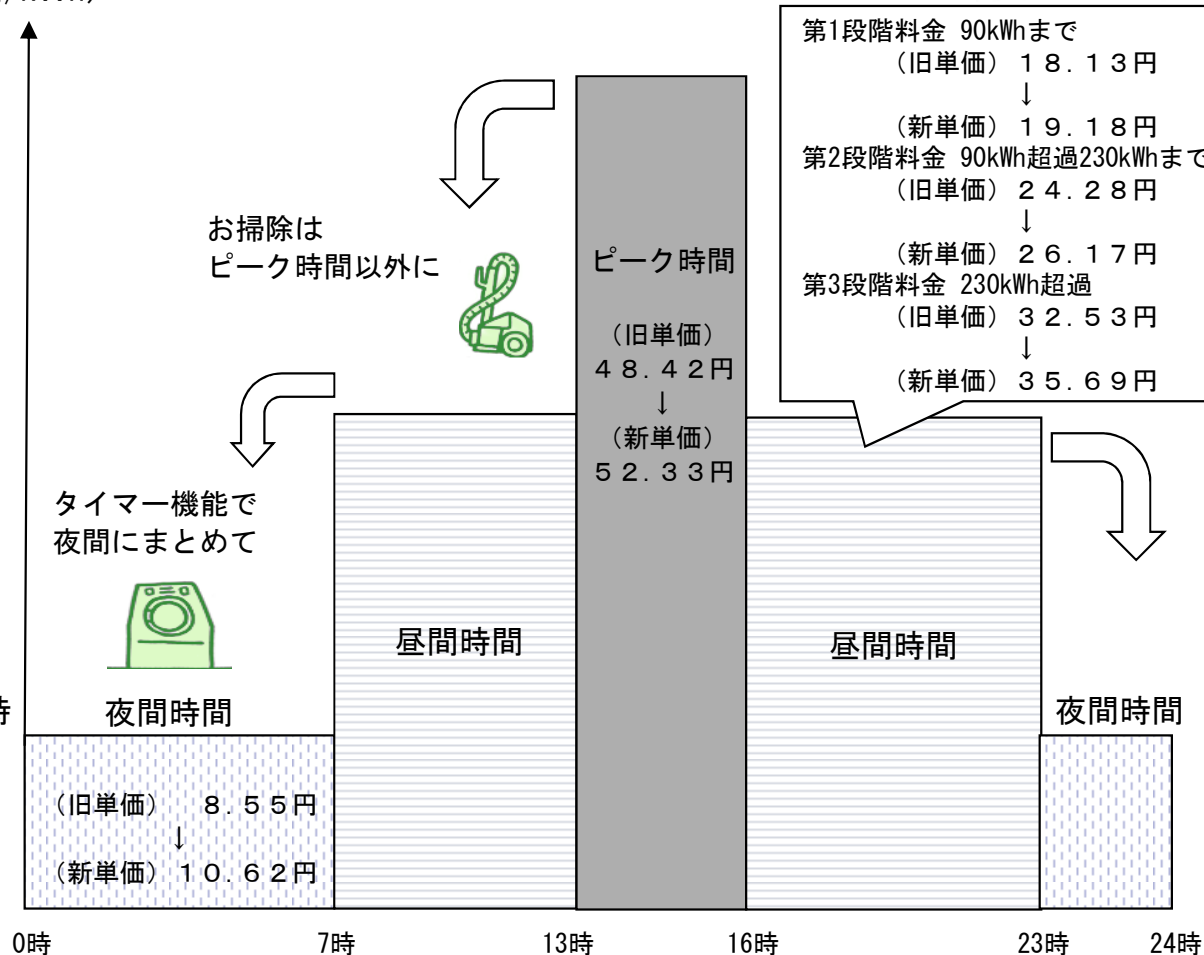
ピーク時間はエアコンの設定温度を上げる



お掃除は
ピーク時間以外に



タイマー機能で
夜間にまとめて

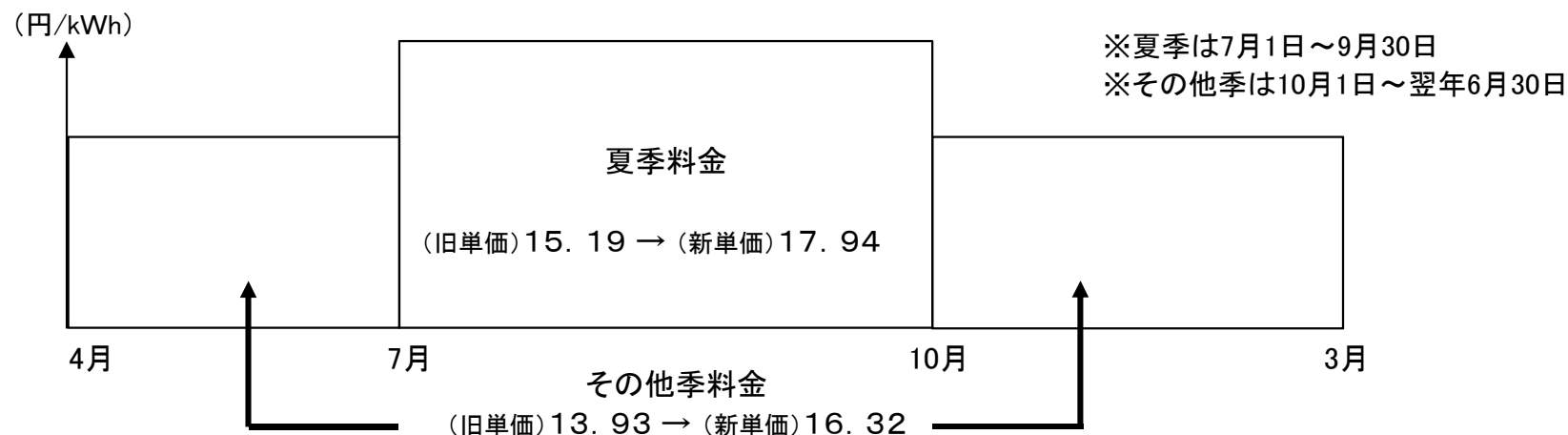


7. 規制部門の電気料金(今回変更する選択約款)

p32

○低圧高稼動契約(比較的大きな商店や飲食店など、負荷率が高いお客さま向け料金メニュー)における加入の目安となる負荷率の変更

- 低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器と動力をあわせて(合計30kW以上)ご使用され、負荷率が高いお客さま向けの料金メニューです。
- さらにご加入いただき易くなるよう、ご加入の目安の電灯・動力の合成負荷率を24%程度から21%程度へ引き下げを行ないました。



※新単価と同条件で比較するため、旧単価には、平成24年10月～12月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます。

※旧単価および新単価には、消費税等相当額を含みます。

○取扱いの変更について

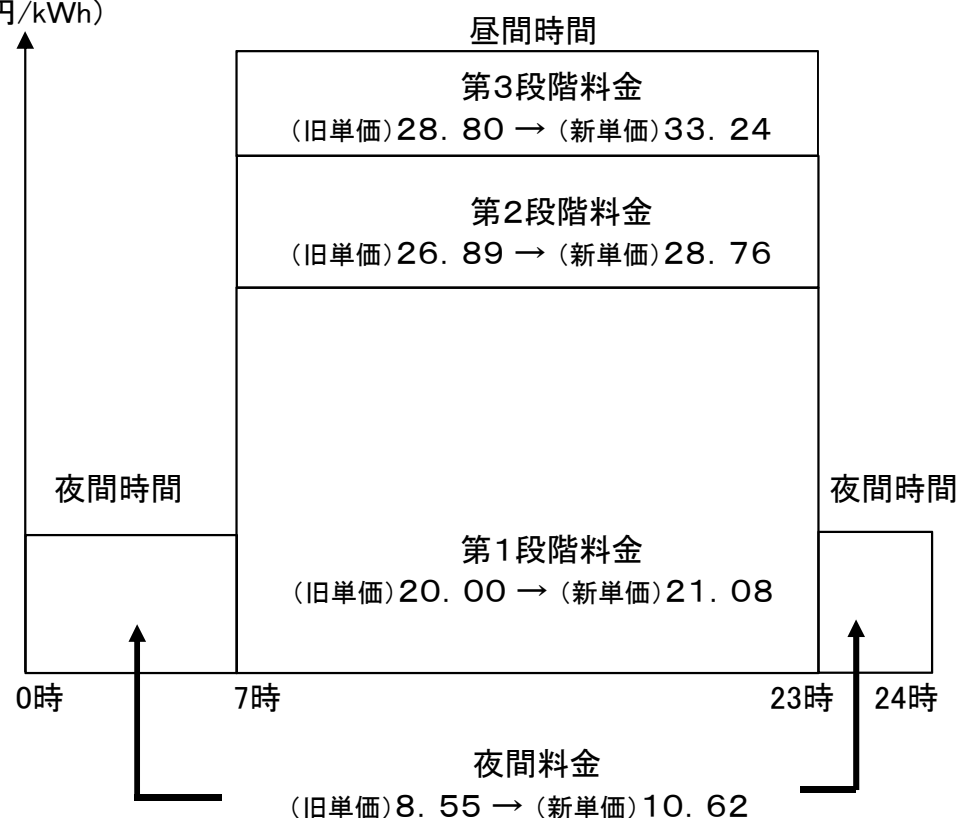
- 当社は、電力設備を効率的に使用するため、ピーク需要のシフト・カットなど、負荷平準化に資するための料金制度を拡充し、負荷平準化に努めてまいりました。
- その結果、数多くのお客さまのご協力をいただき、5時間・8時間通電機器や通電制御型夜間蓄熱式機器を導入いただいたことで、管内の深夜夜帯(1時から6時)における負荷平準化が進んだことから、次のとおり取扱いを変更させていただきます。
 - (1) 「時間帯別電灯の5時間・8時間通電機器割引、通電制御型夜間蓄熱式機器割引」の新規適用の停止
 - (2) 「深夜電力B(8時間通電型)の通電制御型夜間蓄熱式機器割引」の新規適用の停止
 - (3) 「深夜電力C(5時間通電型)」のメニューの新規加入の停止
- 新規適用・加入の停止は、お客さまへの十分な周知期間を設ける観点等から、平成26年3月31日までを経過措置期間として設定いたします。なお、既に参加済みのお客さまにつきましては、引き続きご利用いただけます。

- 当社は、電力設備の効率的な使用、負荷平準化につながる選択約款メニューを従来から設定してまいりました。

○時間帯別電灯A

（主にご家庭のお客さまがご加入でき、電気のご使用について昼間時間から夜間時間への負荷移行を促進し、負荷平準化を図る料金メニュー）

（円/kWh）

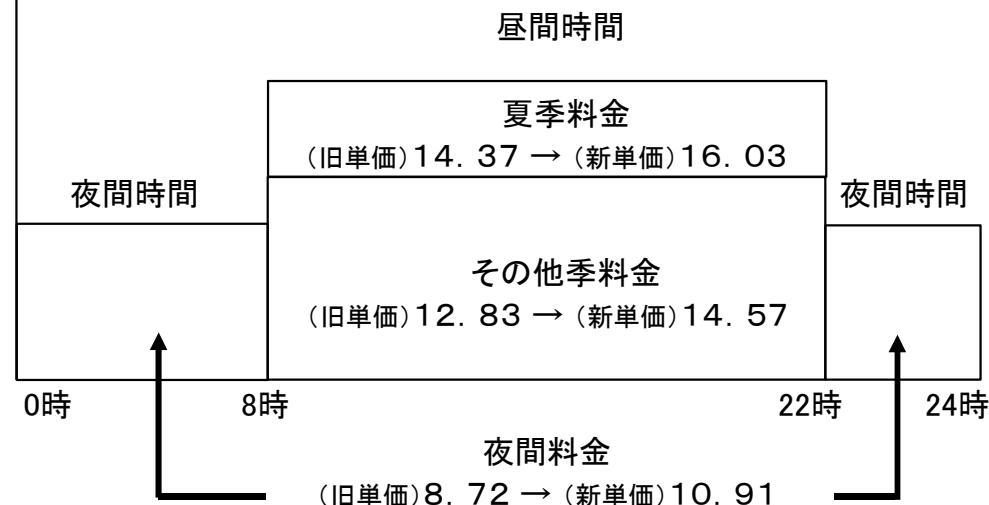


○低圧季節別時間帯別電力

（動力をご使用されるお客さまがご加入でき、昼間時間と夜間時間の時間帯を設定することにより負荷平準化を図る料金メニュー）

（円/kWh）

※夏季は7月1日～9月30日
※その他季は10月1日～翌年6月30日



※新単価と同条件で比較するため、旧単価には、平成24年10月～12月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます。

※旧単価および新単価には、消費税等相当額を含みます。

	1ヶ月の使用量	値上げ前のお支払額	値上げ後のお支払額	値上げ額	値上げ率
従量電灯B (契約電流:30A)	280kWh	6,720円	7,050円	330円	4.91%
従量電灯C (契約容量:13kVA)	1,100kWh	30,092円	33,364円	3,272円	10.87%
時間帯別電灯A (契約容量:6kVA)	640kWh	13,423円	14,998円	1,575円	11.73%
低圧高稼動契約 (契約電力:43kW)	9,300kWh	193,225円	215,452円	22,227円	11.50%
低圧電力 (契約電力:6kW)	350kWh	11,176円	11,862円	686円	6.14%

※「1ヶ月の使用量」は、平成23年度実績に基づくものです。ただし、時間帯別電灯Aについては、エコキュートを設置いただいた場合のモデルによるものです。

※値上げ後のお支払額と同条件で比較するため、値上げ前のお支払額には、平成24年10月～12月の平均燃料価格による燃料費調整単価にもとづく燃料費調整額を含みます。

※値上げ前のお支払額および値上げ後のお支払額には、消費税等相当額、平成25年5月～平成26年4月に適用される単価で計算される再生可能エネルギー発電促進賦課金および平成25年5月～平成26年3月に適用される単価で計算される太陽光発電促進付加金を含みます。（「値上げ前のお支払額」は、値上げ申請時点でお示した「現行料金」とは一致していません。）

※低圧高稼動契約および低圧電力のお支払額には、「その他季」の電力量料金単価を適用し、力率は90%で算定しています。

※実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金は、新たな算定基準等に基づき算定された燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金により変動いたします。

8. 自由化部門の電気料金(値上げ内容の見直し)

p35

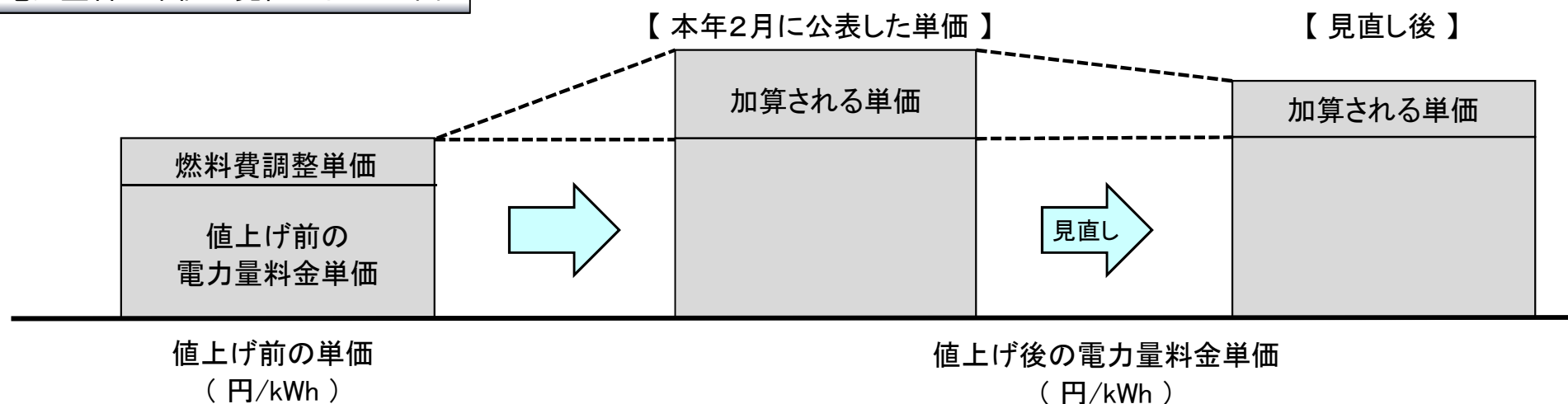
- ・ 規制部門における平成25年9月1日からの値上げが認可されたことから、自由化部門のお客さまにつきましても、平成25年9月1日以降は、契約期間に応じ、見直し後の値上げ電力量料金単価を適用させていただきます。
- ・ また、規制部門における経済産業大臣の認可の内容を踏まえ、加算される単価を以下のとおり見直いたします。

加算される単価(税込)

	本年2月に公表した単価	見直し後	差分
特別高圧	2円57銭/kWh	2円21銭/kWh	▲36銭/kWh
高 圧	2円68銭/kWh	2円29銭/kWh	▲39銭/kWh

特別高圧と高圧の単価差は、送電ロスの差によるものです。

電力量料金単価の見直しイメージ図



※ 値上げ後の電力量料金単価と同条件で比較するため、値上げ前の単価には、平成24年10月～12月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます。

※ 値上げ前の単価および値上げ後の電力量料金単価には、消費税等相当額を含みます。

※ 値上げ後に実際お支払いいただく電気料金は、新たな算定基準等に基づき算定された燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金により変動いたします。

8. 自由化部門の電気料金(値上げの影響額の例)

p36

- 自由化部門のお客さまの値上げ影響額は、例えば以下のとおりです。

高圧(6kV)で契約電力が500キロワット以上のお客さまの値上げ影響

■ 事務所ビル・商業施設等のお客さま(業務用電力)

- ・契約電力 : 1,000 kW
- ・月間使用電力量 : 270,000 kWh の場合

1ヶ月あたりの料金での比較			
値上げ前	値上げ後	値上げ額	値上げ率
約486.0万円	約547.9万円	約61.9万円	12.74%

■ 工場等のお客さま(高圧電力)

- ・契約電力 : 1,000 kW
- ・月間使用電力量 : 320,000 kWh の場合

1ヶ月あたりの料金での比較			
値上げ前	値上げ後	値上げ額	値上げ率
約519.7万円	約593.0万円	約73.3万円	14.10%

高圧(6kV)で契約電力が500キロワット未満のお客さまの値上げ影響

■ 事務所ビル・商業施設等のお客さま(業務用電力)

- ・契約電力 : 90 kW
- ・月間使用電力量 : 20,700 kWh の場合

1ヶ月あたりの料金での比較			
値上げ前	値上げ後	値上げ額	値上げ率
約39.1万円	約43.8万円	約4.7万円	12.02%

■ 工場等のお客さま(高圧電力S)

- ・契約電力 : 130 kW
- ・月間使用電力量 : 31,200 kWh の場合

1ヶ月あたりの料金での比較			
値上げ前	値上げ後	値上げ額	値上げ率
約53.4万円	約60.5万円	約7.1万円	13.30%

※ 電力量料金単価は「その他季」、力率は100%で算定しています。

※ 値上げ後の料金と同条件で比較するため、値上げ前の料金には、平成24年10月～12月の平均燃料価格による燃料費調整単価にもとづく燃料費調整額を含みます。

※ 値上げ前の料金および値上げ後の料金には、消費税等相当額、平成25年5月～平成26年4月に適用される単価で計算される再生可能エネルギー発電促進賦課金および平成25年5月～平成26年3月に適用される単価で計算される太陽光発電促進付加金を含みます。(「値上げ前の料金」は、本年2月の公表時点における「現行の料金」とは一致していません。)

※ 値上げ後に実際にお支払いいただく電気料金は、新たな算定基準等に基づき算定された燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金により変動いたします。

8. 自由化部門の電気料金

(事務所ビル, 商業施設, 工場などのお客さま向けの新たな料金メニュー)

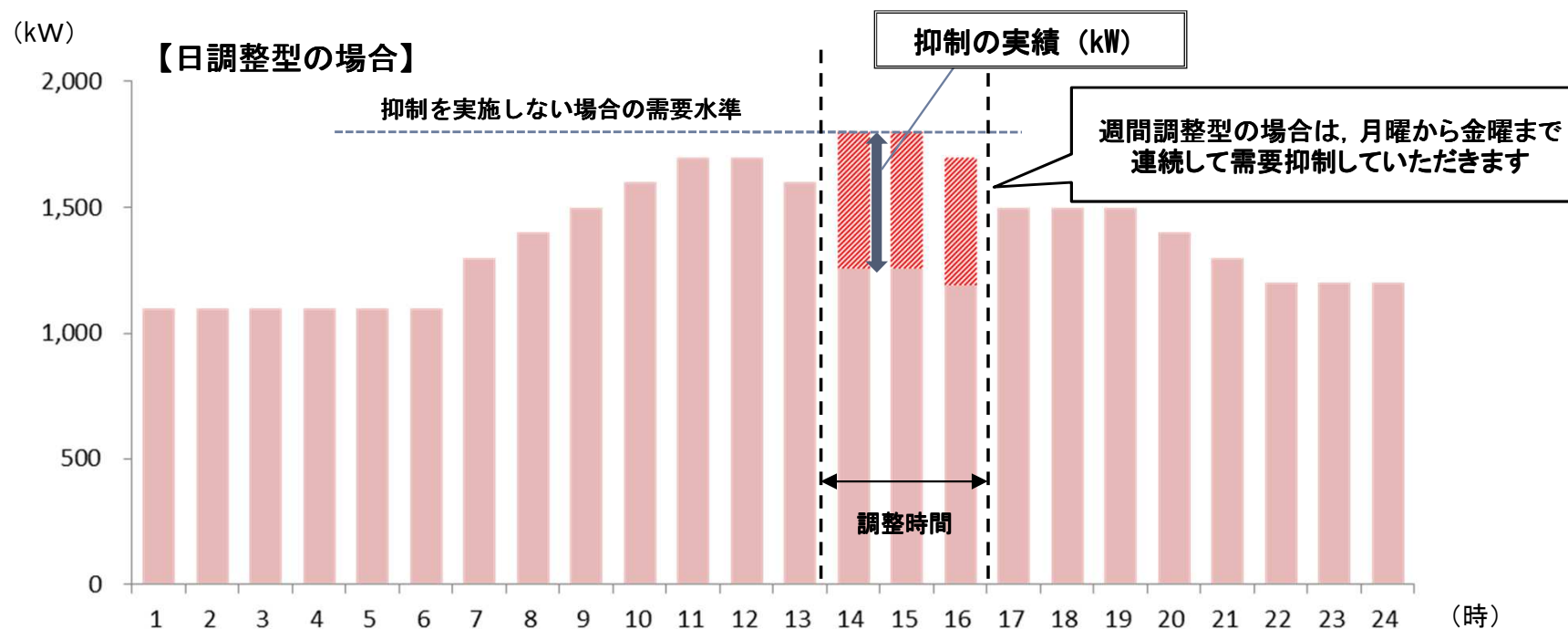
p37

- 夏季(7~9月)に需給逼迫が予想される場合, 当社からの通告により, 対象日の13時~16時に一定規模以上の需要抑制を実施していただき, 抑制の実績(kW)に応じて電気料金を引きさしていただく料金メニュー(需要抑制通告契約)を新たに設定いたしました。
- 本メニューの加入に際しては, お客さまがリアルタイムに使用量を把握できるBEMS(ビル・エネルギー管理システム), デマンド監視装置等を導入されていることが条件となります。

○需要抑制通告契約の概要

夏季のピーク時間(7~9月の13~16時)に需要抑制していただきます。

	対象お客さま	需要抑制の単位	通告タイミング
日調整型	契約電力500kW以上	1日単位	前日まで
週間調整型	契約電力500kW未満	1週間(平日)単位	前週金曜まで



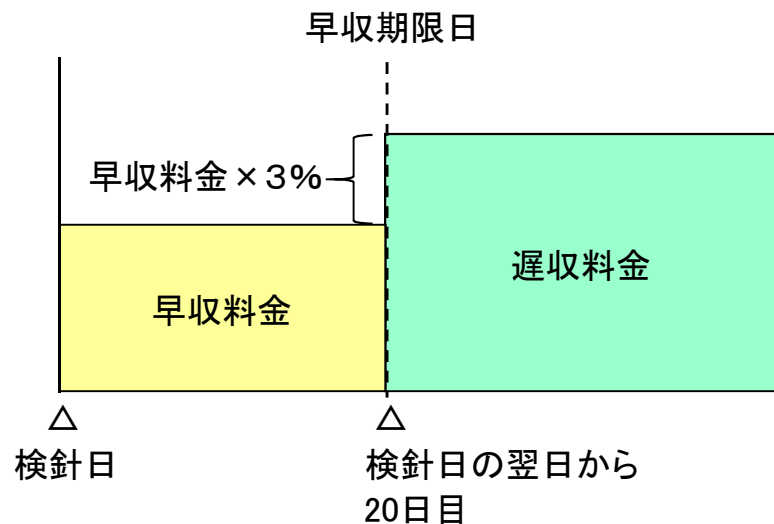
9. 料金のお支払い制度の変更

p38

- お客さまからのご意見・ご要望にお応えするために、平成27年4月から、現行の「早遅収料金制度」を廃止し、「延滞利息制度」を導入することといたしました。

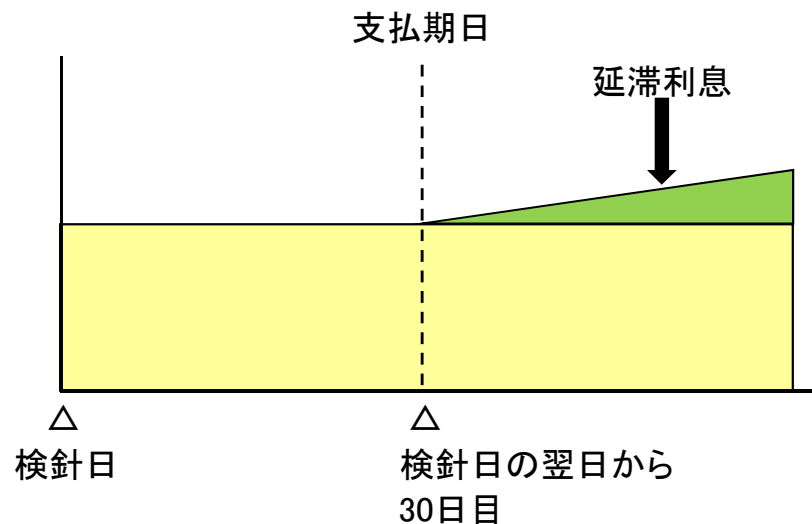
現行：早遅収料金制度

- お客さまが料金を早収期限日（検針日の翌日から20日目）までにお支払いいただく場合は早収料金を、早収期限日を経過してお支払いいただく場合には、早収料金に一律3%を加算した遅収料金をいただく制度です。



変更後：延滞利息制度

- お客さまが料金を支払期日（検針日の翌日から30日目）を経過してお支払いいただいた場合に、その経過日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の率で算定した延滞利息をいただく制度です。



- 規制部門のお客さまは、支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息をいただきません。

10. お客さまへのご説明について(規制部門)

- ご家庭を中心とする規制部門のお客さまにつきましては、新聞広告やホームページでのお知らせのほか、検針時にお配りする「東北電力ニュース」等を通じて、値上げの実施概要や主なご契約メニューにおける値上げ影響額等について幅広くお知らせしてまいります。
- また、お客さまからのお問い合わせや各種団体さまへの訪問時等、あらゆる機会を通じてお客さまに丁寧にご説明してまいります。

ご家庭などのお客さま	● ホームページにおいて、詳細かつタイムリーな情報提供を行なうとともに、お客さまご自身の料金値上げによる影響額をご試算いただける「電気料金シミュレーション」サイトを開設しております。 ● 新聞広告や検針時にお配りする「東北電力ニュース」、「電気ご使用量のお知らせ」の裏面等を活用し、幅広くお知らせしてまいります。 ● リーフレット等のツールを活用し、お客さまとのあらゆる機会を通じて丁寧にご説明に努めてまいります。
各種団体さま	● 各種団体さま(消費者団体さま、自治体さま、経済団体さまなど)に、訪問等を通じて、丁寧にご説明してまいります。
お問い合わせへの対応	● 料金値上げに関するお客さまからのご意見・ご質問等につきましては、専用フリーダイヤルにおいて、お問い合わせの具体的な内容に応じて丁寧な対応に努めてまいります。 ● ホームページの料金改定サイトからも料金値上げや、電気料金に関するお客さまからのお問合せを受付ける専用フォームを設置し、お客さまへの丁寧な対応に努めてまいります。

10. お客さまへのご説明について(自由化部門)

p40

- 自由化部門の全てのお客さまに、訪問や文書の郵送、電話により、電気料金の値上げ内容の見直しをお知らせしてまいります。
- また、お客さまのご使用状況を踏まえながら、エネルギーの効率的利用に繋がる省エネコンサルティングなどを行ってまいります。

契約電力500kW以上のお客さまなど	- お客さまへの訪問等を通じて、電気料金の値上げ内容の見直しをお知らせしてまいります。 - また、お客さまのご使用状況を踏まえながら、エネルギーの効率的利用に繋がる省エネコンサルティングなどを行ってまいります。
契約電力500kW未満のお客さまなど	- 電気料金の値上げ内容の見直しについての文書を郵送にてお届けのうえ、電話や訪問等を通じて、お知らせしてまいります。 - また、お客さまのご使用状況を踏まえながら、エネルギーの効率的利用に繋がる省エネコンサルティングなどを行ってまいります。
お問い合わせへの対応	電気料金値上げに関するご意見・ご質問等の専用窓口(高圧のお客さま専用お問い合わせダイヤル)を設置し、お問い合わせへの丁寧な対応に努めてまいります。

- ・ 当社ホームページ等を活用し、電気を効率よくお使いいただくための省エネや節電の方法等、お客さまのお役に立つ情報をご紹介します。

【節約コースのご紹介】

節約したい目安の金額(例;300円, 500円コース)にあわせて、手軽にできる省エネ方法の組み合わせをご紹介します。

1. 確認したい節約コースを選択

「節約コース」のご紹介

節約したい金額の目安にあわせた省エネの手法をご紹介します。
特に、夏や冬は空調機器の使用電力が増えるため、エアコンや暖房機器の節電とあわせて取り組むと効果的です。

 月間約**300円**節約コース

 月間約**500円**節約コース

さらに…**夏と冬は空調機器**で節電アップ！

 +夏の節約コース 月間約 **300円**

 +冬の節約コース 月間約 **300円**

2. 省エネ方法をご紹介

 月間約**300円**節約コース

**冷蔵庫**

節約効果(月間)
約**310円**/約13kWh

 月間約**500円**節約コース

**冷蔵庫**

+   **白熱灯からLEDに**

節約効果(月間) 約**520円**/約22kWh

(掲載イメージ)

- ・ 当社ホームページ等を活用し、電気を効率よくお使いいただくための省エネや節電の方法等、お客さまのお役に立つ情報をご紹介します。

【家電製品の上手な使い方】

家電製品ごとの上手な使い方をご紹介します。

1. 確認したい家電製品を選択



2. 上手な使い方をご紹介

冷蔵庫

冷蔵庫の置き方を工夫する

- ・ 本体の周辺(上部及び左右)に適当な間隔をあけて置きましょう。
- ・ 直射日光の当たるところや、火の元など熱を発する器具の近くを避けて置きましょう。

適切な使い方で省エネ効果アップ

- ・ 詰め込みすぎは厳禁です。
- ・ 1ヵ月に1度は掃除、庫内の整理を。手早く食品が取り出せます。
- ・ 熱いものは冷ましてから入れましょう。
- ・ ドアの開閉は短く、手早くしましょう。



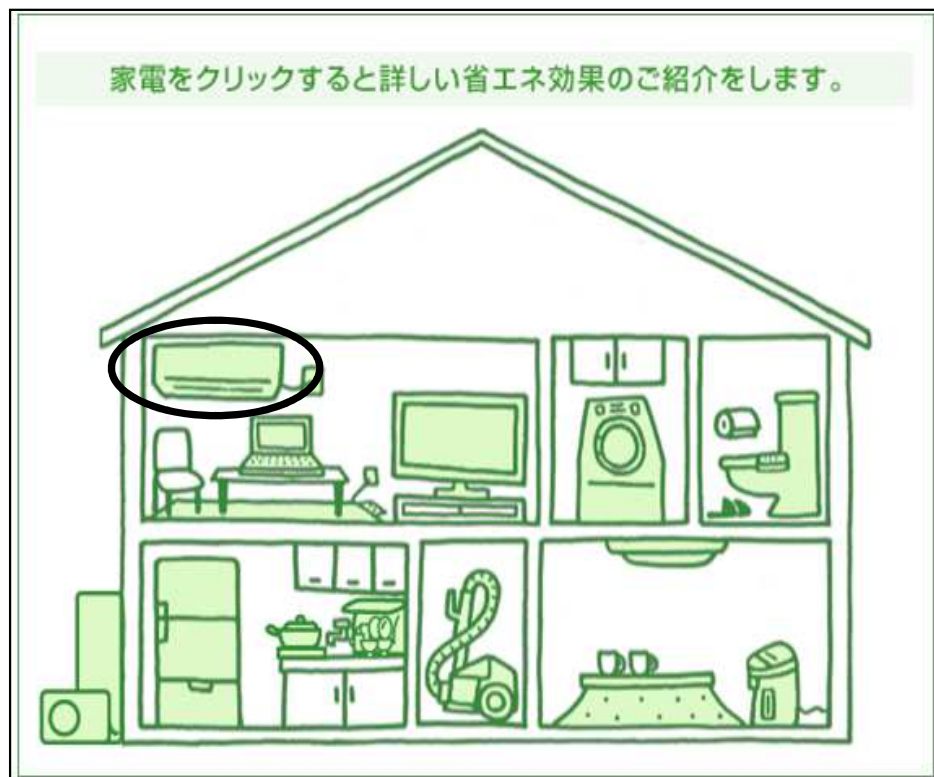
(掲載イメージ)

- 当社ホームページ等を活用し、電気を効率よくお使いいただくための省エネや節電の方法等、お客さまのお役に立つ情報をご紹介します。

【省エネチェックシート】

省エネによる節約金額の目安をご紹介します。

1. 確認したい電気機器を選択



2. 上手な使い方とその効果をご紹介します

節約電力量 (月間)	15.33kWh	節約電力量 (年間)	70.97kWh
節約金額 (月間)	370円	節約金額 (年間)	1,710円
選択項目をリセット		CO2削減量 (年間)	39.7kg

エアコン

エアコン

上手な使い方

70.97kWh 節電

冷房は、温度設定を27℃から28℃に設定する。
(外気温度31度、2.20kWのエアコン、1日9時間使用)

☒ Yes

暖房は、温度設定を21℃から20℃に設定する。
(外気温度6度、2.20kWのエアコン、1日9時間使用)

☐ Yes

冷房時間を1日1時間短縮する。
(外気温度31度、2.20kWのエアコン、設定温度28度)

☐ Yes

暖房時間を1日1時間短縮する。
(外気温度6度、2.20kWのエアコン、設定温度20度)

☒ Yes

[エアコンの省エネ削減根拠](#)

(掲載イメージ)

- 当社ホームページ等を活用し、電気を効率よくお使いいただくための省エネや節電の方法等、お客さまのお役に立つ情報をご紹介します。

【ご家庭のアンペアチェック】

家電製品を選択して、適切なご契約アンペア数を確認することができます。

1. 家電製品の容量・台数を入力

ご家庭のアンペアチェック

家電製品の容量・台数をご入力ください

※家電製品の容量(消費電力)は家電製品本体や仕様書等をご確認ください。家電製品の容量は使用方法によって変わりますので、「容量の目安」欄もご参考にして、「実際の容量」をご選択(入力)してください。

※アンペア数は、家電製品のW(ワット)数をV(ボルト)で割った数値です。
例:消費電力1,000W÷100V=10A(アンペア)

● 冷暖房機器

種類・容量の目安	実際の容量	台数
 エアコン (10畳用、100V) 冷房600W, 暖房700W	600 ワット	0 台

● 主に夏場に使用する機器

種類・容量の目安	実際の容量	台数
 扇風機 30W	30 ワット	0 台

● 主に冬場に使用する機器

種類・容量の目安	実際の容量	台数
 ハロゲンヒーター 1200W	1200 ワット	0 台

2. アンペアチェック結果とワンポイントアドバイス

現在のご契約アンペアを入力してください

現在のお客さまのご契約アンペア(契約電流)は、

アンペア

▶ アンペアチェック実行

アンペアチェック結果とワンポイントアドバイス

現在のご契約アンペア	アンペアチェック結果
50A(アンペア)	40A(アンペア)
ご契約アンペアに余裕があります。	

※これは想定値です。実際の数値とは異なる場合があります。

ワンポイントアドバイス

アンペアチェックの結果、現在のご契約アンペアより5A以上、下回っております。ご契約アンペアの見直しをご検討されてみてはいかがでしょうか。

※ご契約アンペアの変更をご希望されるお客さまは[コールセンター](#)までご連絡ください。

(掲載イメージ)

- ・ 当社ホームページ等を活用し、電気を効率よくお使いいただくための省エネや節電の方法等、お客さまのお役に立つ情報をご紹介します。

【省エネ家電のある暮らし】

家庭での消費電力について考えよう

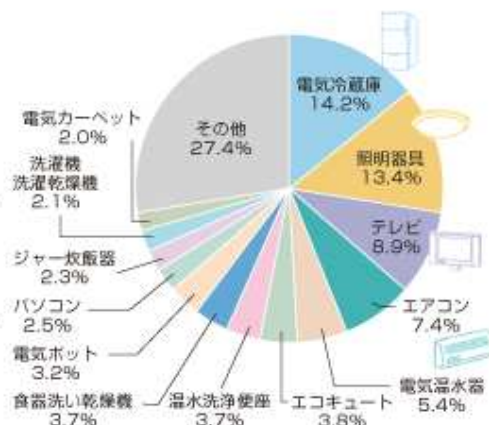
電気代もCO₂もダイエット! 省エネ家電のある暮らし

家電製品の多くは、私たちの知らないうちに電力を消費しています。ここでは、電力を多く消費する家電製品の種類や、待機時消費電力についてご紹介。消費電力を削減してCO₂の排出量を抑制し、家庭にも地球にも、やさしい暮らしを考えます。

家庭でいちばん電力を消費するものは?

家庭における機器別の消費電力量の比較

私たちの家庭では、電気の約4割は冷蔵庫、照明器具、テレビ、エアコンの4つに使われています。消費電力量の多い機器にきちんと対応することが、省エネ効果を高めるポイントになります。買い替える時には、エネルギー消費効率の良い機器を選ぶこと。そして、冷暖房の適正温度を守ったり、冷蔵庫の適正温度を守ったり、冷蔵庫のドアの開け閉めの回数を減らしたり、少しずつ無駄を省くだけで、毎月の電気代も変わってきます。



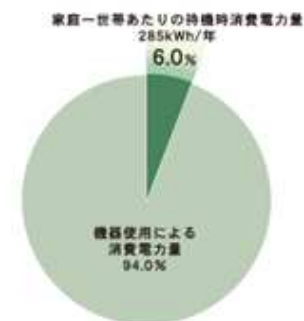
待機時消費電力を減らしましょう。

なぜ待機時消費電力が生じるの?

それは主電源を切らない限り、機器の本体がリモコンからの操作信号をいつ受けてもいいように、指示待ち状態を保っているからです。

リモコン操作の機器ばかりではありません。

パソコン、ファクシミリ、ステレオから石油ファンヒーターや空気清浄機まで、今や私たちの身のまわりは、マイコンやメモリー、時計、液晶表示装置などが内蔵され、コンセントにプラグを差し込んであるだけで電力を消費してしまう電気製品が多くあります。



家庭一世帯あたりの全消費電力量 4,734kWh/年
〔平成20年度 待機時消費電力調査報告書〕より

消費電力の6%を占める待機時消費電力。

家庭で消費する電力のうち、年間約6%が待機時消費電力です。待機時消費電力は、見逃せない省エネの大敵です。

さまざまな待機時消費電力の例



機能維持で電力消費
メモリー内蔵時計・モニター表示のため

電気は流れていない



接続しているだけで電力消費
主電源がONの場合だけでなくOFFの場合もあってはまるかことがあります。
リモコンによる指示待ちや、機能を働かせるための指示待ち

電気が流れている

指示待ち状態で電力消費
機能によっては、プラグを接続するだけでわずかながら電力を消費するものがあります。

(掲載イメージ)

- 使用電力量の低減に向けた省エネ手法のご紹介のほか、お客さまの電気のご使用状況を踏まえ、効率的なエネルギー利用に繋がるきめ細かなコンサルティングを行ってまいります。
- また、ピーク需要抑制により電気料金の低減に繋がる、デマンド監視装置の普及に向けて取り組んでまいります。

お客さまの電気ご使用状況を踏まえた省エネコンサルティング

- 使用電力量の低減に向けた省エネ手法のご紹介を行なうほか、お客さまの電気のご使用状況を踏まえながら、効率的なエネルギー利用に繋がる、きめ細かなコンサルティングを引き続き行ってまいります。

デマンド監視装置による夏季および冬季の最大需要電力抑制

- 最大需要電力が設定値を超えそうな場合は、警報の発出、もしくは設備の自動制御を行い、ピーク需要を抑制することで電気料金を低く抑えることが出来るデマンド監視装置の普及を図ってまいります。

11. 燃料費調整(平成25年9月分の燃料費調整単価)

p47

- 規制部門のお客さまにつきましては、平成25年8月31日までのご使用分には値上げ前の電気供給約款にもとづく燃料費調整単価を、平成25年9月1日以降のご使用分には値上げ後の電気供給約款にもとづく燃料費調整単価を適用いたします。

平成25年9月分電気料金の燃料費調整単価等

○規制部門のお客さま

	平成25年8月31日までのご使用分	平成25年9月1日以降のご使用分
平均燃料価格	38,300円/kl	38,700円/kl
燃料費調整単価 (低圧供給の場合)	+1円25銭/kWh	+1円54銭/kWh

○自由化部門のお客さま(値上げ後の料金が9月分から適用されるお客さま)

平均燃料価格		38,700円/kl
燃料費調整単価	特別高圧供給の場合	+1円43銭/kWh
	高圧供給の場合	+1円49銭/kWh

※ 平均燃料価格は、平成25年4月～平成25年6月の貿易統計価格にもとづき算定しています。

※ 燃料費調整単価には、消費税等相当額を含みます。

※ 定額電灯等についても、ご契約メニューに応じた燃料費調整単価を設定しています。

12. 託送供給約款の見直し

- 特定規模電気事業者(新電力)および特定電気事業者が、当社が維持および運用する供給設備を利用される場合の料金につきまして、平成25年9月1日から見直しを行うこととし、8月6日、経済産業大臣に託送供給約款の変更届出をいたしました。

託送料金

新たな原価に基づく託送料金(接続送電サービス料金)の平均単価は、以下のとおりです。

区 分	旧単価	新単価	差
高圧平均単価	4円34銭／kWh	4円50銭／kWh	(+16銭)
特別高圧平均単価	1円79銭／kWh	1円91銭／kWh	(+12銭)

※単価には消費税等相当額は含みません。

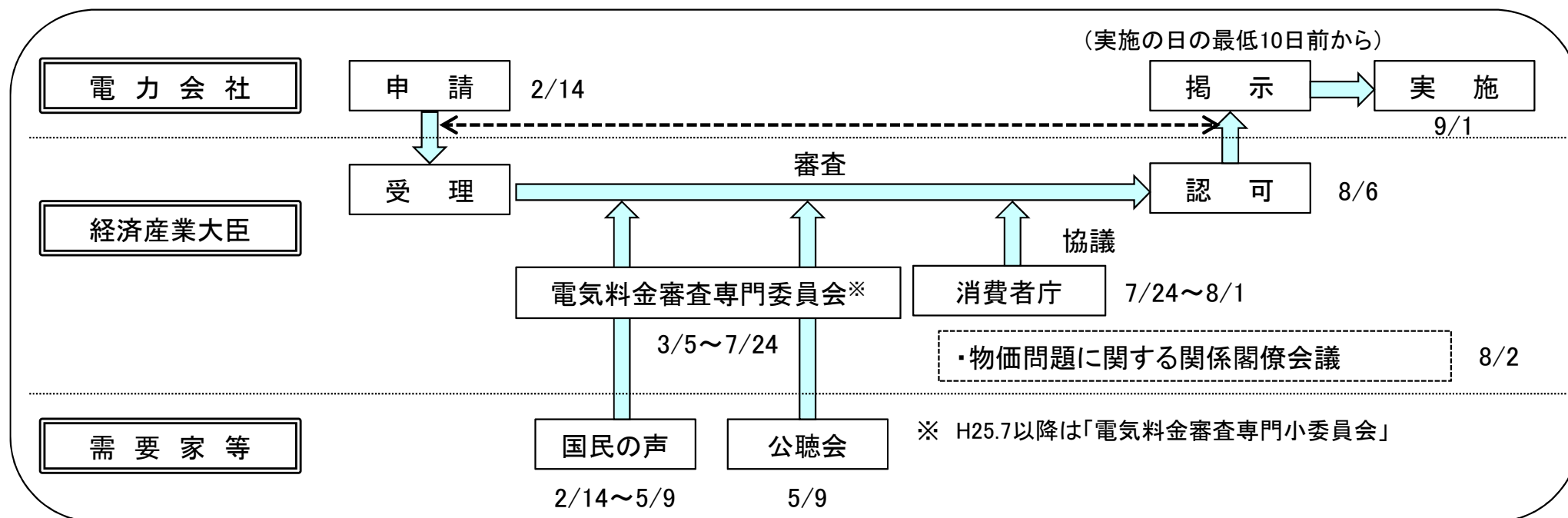
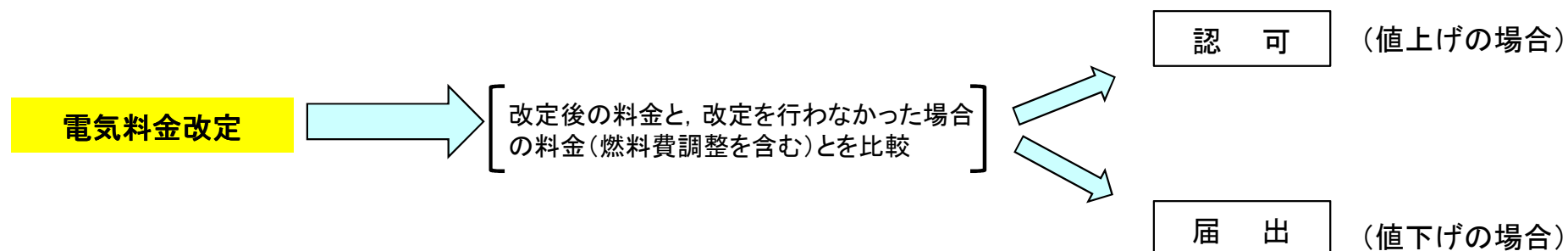


補足資料

電気料金改定手続きの概要(申請から認可までのプロセス)

p50

- 2月14日の申請以降、8月6日に認可をいただくまでに経たプロセスの概略は、以下の通りです。



出典: 電気料金改定手続き(H24.5資源エネルギー庁)
電気料金認可手続き(H24.11資源エネルギー庁)

- ・ 発電構成や燃料価格の見直しにあわせ基準燃料価格および基準単価を変更しております。
- ・ 火力発電における燃料消費数量の増加により、基準単価は前回(値上げ前)よりも大きくなっております。
- ・ なお、基準単価は、平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の1kWhあたりの調整単価であり、価格の変動に伴う燃料費調整の調整幅は、前回(値上げ前)より大きくなります。

		前回(値上げ前)	今回(値上げ後)	差 引(今回－前回)
基準燃料価格		31,000	31,400	400
換算係数	α	0.2136	0.1152	▲ 0.0984
	β	0.1845	0.2714	0.0869
	γ	0.7769	0.7386	▲ 0.0383
基準単価(税抜・平均)		0.158	0.195	0.037

※ 実際の基準単価は電圧により異なります。(今回・値上げ後(税込) ⇒ 低圧:0.211円/kWh, 高圧:0.204円/kWh, 特高:0.196円/kWh)

①基準燃料価格(31,400円/kℓ)

- ・ 基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格(平成24年10～12月の貿易統計価格)の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準値となるものです。
- ・ 具体的には、各燃料の熱量構成比に原油換算係数を加味した係数(α , β , γ)を算定し、以下のとおり算定します。

〔算定式〕

$$\begin{array}{ccccccc}
 57,651\text{円/kℓ} & \times & 0.1152 & + & 64,566\text{円/t} & \times & 0.2714 & + & 9,800\text{円/t} & \times & 0.7386 & = & 31,400\text{円/kℓ} \\
 \text{原油価格} & & \alpha & & \text{LNG価格} & & \beta & & \text{石炭価格} & & \gamma & & \text{基準燃料価格}
 \end{array}$$

②基準単価(0.195円/kWh)

- ・ 基準単価は、平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電力量1kWhあたりの変動額です。
- ・ 具体的に、当社の火力発電の燃料消費数量(原油換算kℓ)をもとに、以下のとおり算定します。

〔算定式〕

$$\begin{array}{ccccccc}
 46,261\text{千kℓ} & \times & 1,000\text{円/kℓ} & \div & 237,784\text{百万kWh} & = & 0.195\text{円/kWh} \\
 \text{燃料消費数量(原油換算)} & & & & \text{総販売電力量} & & \text{基準単価}
 \end{array}$$

③平均燃料価格

- 平均燃料価格とは、毎月の原油・LNG・石炭の貿易統計価格の加重平均値(上述の $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ で加重)であり、毎月変動いたします。
- 具体的には、原油・LNG・石炭の実績貿易統計価格(3～5ヶ月前の平均)に $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ をそれぞれ乗じて合計し算定します。

④毎月の燃料費調整

- 毎月変動する平均燃料価格と基準燃料価格との差に基準単価(税込)を乗じて燃料費調整単価を算出します。

(低圧で供給を受けるお客さまの場合の算定例)

$$\begin{array}{l} \text{〔算定式〕} \quad \left(\begin{array}{c} \text{XX,XXX円/kℓ} \\ \text{毎月の平均燃料価格} \end{array} - \begin{array}{c} 31,400\text{円/kℓ} \\ \text{基準燃料価格} \end{array} \right) \div \begin{array}{c} 1,000\text{円/kℓ} \\ \text{基準単価(税込)※} \end{array} \times 0.211\text{円/kWh} = \text{毎月の燃料費調整単価} \end{array}$$

- この燃料費調整単価にお客さまのご使用量を乗じた金額が毎月の燃料費調整額になります。

※基準単価(税込)は電圧により異なります。

(今回・値上げ後(税込) ⇒ 低圧:0.211円/kWh, 高圧:0.204円/kWh, 特高:0.196円/kWh)

(参考) 換算係数(α, β, γ)の算定方法

	熱量構成比 a	原油換算係数 ※ b	換算係数 c=a×b	
原油	0.1152	1.0000	0.1152	・・・ α
LNG	0.3879	0.6996	0.2714	・・・ β
石炭	0.4969	1.4864	0.7386	・・・ γ
合計	1.0000	—	—	

※ 原油換算係数 LNG: 1ℓあたりの原油発熱量 (38,200kJ) ÷ 1kgあたりのLNG発熱量 (54,600kJ)

石炭: 1ℓあたりの原油発熱量 (38,200kJ) ÷ 1kgあたりの石炭発熱量 (25,700kJ)

- ・ 事業報酬は、支払利息や配当金などの資金調達コストに相当するものです。
- ・ 事業報酬の算定(レートベース方式)は、会社が保有する資産のうち、真実かつ有効なる資産に対して適正な報酬率を乗じることとされており、料金算定規則(経済産業省令)に算定ルールとして定められています。
- ・ こうした制度の下、最大限の経営効率化に努めることで、財務体質の改善を図り、電気料金の中長期的な安定化・低廉化に努めてまいります。

事業報酬
(847億円)

=

レートベース
(29,196億円)

×

事業報酬率
(2.9%)

(億円)

		レート ベース
特定固定資産		24,058
建設中の資産		972
核燃料資産		1,599
特定投資		470
運転 資本	営業資本	1,375
	貯蔵品	722
合計		29,196

【貸借対照表】

資産	負債 (借入金等)
	自己資本 (資本金等)

○事業報酬率

①他人資本報酬率×70%+②自己資本報酬率×30%(※)
※他の公益事業の状況を参照しつつ、電気事業として望ましい自己資本比率として設定

①他人資本報酬率(1.44%)
全ての一般電気事業者の有利子負債利子率の加重平均

②自己資本報酬率(6.36%)
全産業の自己資本利益率を上限とし、国債等の利回りを下限として算定した率

事業報酬の算定方法①(レートベース)

p54

- 事業報酬の算定には、レートベース方式が採用されており、電気事業に必要な真実かつ有効な資産に対し、事業報酬率を乗じて算定されます。

レートベース		電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効と認められる事業資産の価値
	特 定 固 定 資 産	電気事業固定資産(共用固定資産(附帯に限る)、貸付設備その他の電気事業固定資産のうち適当でないものおよび工事費負担金を除く)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
	建 設 中 の 資 産	建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額から工事費負担金相当額を控除した額に100分の50を乗じた額
	核 燃 料 資 産	核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
	特 定 投 資	長期投資(エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに係るものに限る。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
	運 転 資 本	営業資本(減価償却費、公租公課等を除いた営業費用に12分の1.5を乗じて得た額)及び貯蔵品(火力燃料貯蔵品等の年間払出額に、原則として12分の1.5を乗じて得た額)を基に算定した額
	繰 延 償 却 資 産	繰延資産(株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

- ・ 料金算定規則等を踏まえ、自己資本報酬率ならびに他人資本報酬率を実績に基づき算定し、30:70で加重平均することにより算出しております。
- ・ リスクを表す β 値については、震災から電気料金審査専門小委員会での査定方針案のとりまとめ日(平成25年7月24日)までを採録し、一般電気事業者9社平均値である0.94を適用しております。

(1)自己資本報酬率

	比 率	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H17~ H23
公社債利回り	6%	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	—
自己資本利益率	94%	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	—
自己資本報酬率	100%	7.61	7.62	8.04	4.51	4.57	6.60	5.59	6.36

(2)他人資本報酬率

	H24
他人資本報酬率	1.44

β 値・・・

β 値とは、個別株式の株式市場全体に対する相対的なリスクを表す相関係数です。
料金上は、自己資本報酬率算定の際、自己資本利益率の比率に適用いたします。

【事業報酬率の算定方法】

	資本構成	報酬率
自己資本報酬率 (A)	30%	6.36%
他人資本報酬率 (B)	70%	1.44%
事業報酬率	100%	<u>2.9%</u>

(参考) 前回
5.42%
1.93%
3.0%

- 自己資本報酬率
 - ・観測期間:7年間
 - ・ β 値:0.94
- 他人資本報酬率
 - ・観測期間:1年間
 - ・10社の平均有利子負債率

- ヤードスティック査定は、電気料金の内外・内々価格差が大きかったことや、電気事業が地域独占的な事業であり、事業者間の直接的な競争が起こらない状況において、間接的な競争環境を制度的に創出することを企図して、経営効率化のインセンティブを働かせるための手法として、平成7年の料金制度見直しの際に導入された制度です。
- 具体的には、個別査定を行った後の料金原価（一般経費が対象）について、原価単価（費用/電力量：円/kWh）水準及び変化率の指標を用いて各社の効率化度合いを比較し、それに応じて格差付け査定を行うものです。

〔ヤードスティック査定の概要〕

比較対象	一般経費（人件費＋その他経費の一部※） ※ 託送料，事業者間精算費，原子力損害賠償支援機構一般負担金等は除外
比較指標	「単価の水準（円/kWh）」及び「前回改定からの単価の変化率（％）」 ※ 電源部門・非電源部門別に区分して比較
評価・査定方法	- 比較指標を相対評価し、比例法によって点数化 ※ 比較に際しては、行政において地域特性等による補正を実施 - 点数に応じ3グループ（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）に分類の上、グループごとの査定率により効率化努力目標額を算出 ※ 査定率・・・Ⅰ：0％，Ⅱ：▲1.5％，Ⅲ：▲3.0％

〔今回の査定額〕

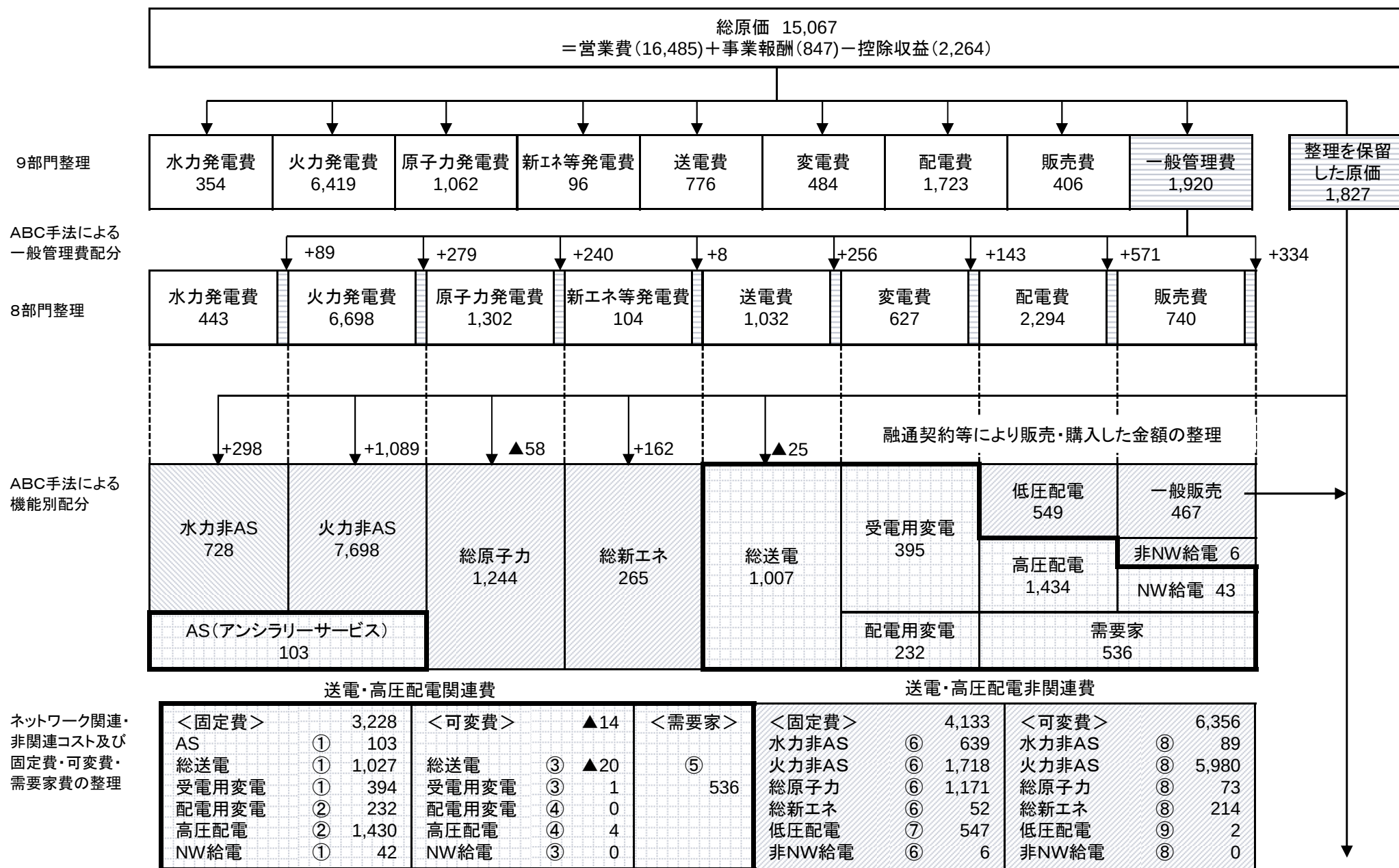
（億円）

	電源部門	非電源部門	合計
グループ・査定率	Ⅰ（0％）	Ⅰ（0％）	—
査定額（効率化努力目標額）	0	0	0

個別原価算定フロー①

p57

※単位は億円, 平成25～平成27年度平均
※四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。



※ASは全額固定費

個別原価算定フロー②

p58

		送電・高圧配電関連費					送電・高圧配電非関連費			保留原価		
		① (固定)	② (固定)	③ (可変)	④ (可変)	⑤ (需要家)	⑥ (固定)	⑦ (固定)	⑧ (可変)	⑨ (可変)		
需要種別別 配分	低压	589	1,088	▲7	2	501	1,379	547	2,374	2	125	201
	高压	677	574	▲7	2	30	2,207		3,981		132	288
	特高	301		▲4		6					81	
		↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	

配分比率		2:1:1比	2:1比	kWh比	kWh比	口数比※1	2:1:1比	低压直課	kWh比※2	低压直課	原価比配分等
	低压	37.603%	65.482%	36.995%	48.722%	98.970%	38.457%	100.000%	37.350%	100.000%	
	高压	43.207%	34.518%	38.935%	51.278%	1.021%	61.543%	—	62.650%	—	
	特高	19.190%	—	24.070%	—	0.009%					

※1 需要家費のうち、需要家設備関連費用については、事業者ルールにより、設備の差異、費用の発生原因等を勘案して配分しています。

※2 事業者ルールにより電源種別別に比率を設定しています。

(億円, 億kWh, 円/kWh)

	送電高圧配電関連費			送電高圧配電非関連費			合計※3		
	原価	需要※4	単価	原価	需要※4	単価	原価	需要※4	単価※5
低压	2,298	287	8.02	4,502	287	15.71	6,800	287	23.73
高压	1,408	313	4.50	6,476	506	12.80	8,267 (8,232)	506	16.27
特高	383	201	1.91						
合計	4,089	800	5.11	10,978	792	13.85	15,067 (15,032)	792	18.97

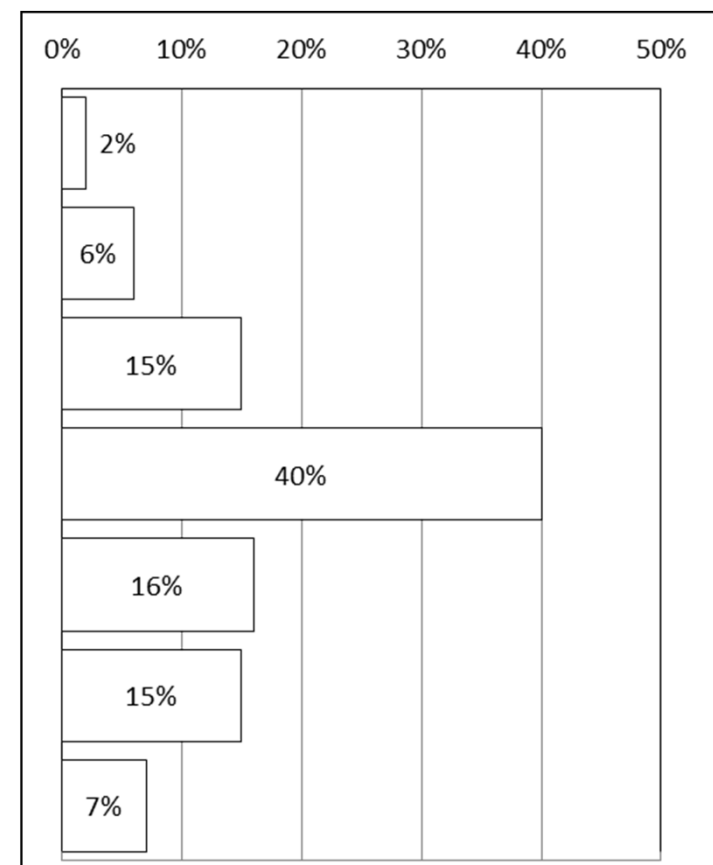
※3 ()内は接続供給託送収益(新電力への供給に係る原価相当)を除いた原価

※4 自社分を除きます。

※5 単価は自社小売料金単価

ご契約 アンペア	平均 ご使用量	値上げ前のお支払額 (月額)	値上げ後の お支払額 (月額)	値上げ額 (月額)	値上げ率
10A	40kWh	1,008円	1,039円	31円	3.08%
15A	80kWh	1,859円	1,921円	62円	3.34%
20A	150kWh	3,403円	3,541円	138円	4.06%
30A	240kWh	5,796円	6,067円	271円	4.68%
40A	340kWh	8,484円	8,990円	506円	5.96%
50A	450kWh	11,516円	12,422円	906円	7.87%
60A	540kWh	14,054円	15,288円	1,234円	8.78%

○ご契約のアンペア別のシェア



※端数等の影響により合計は100%となりません。

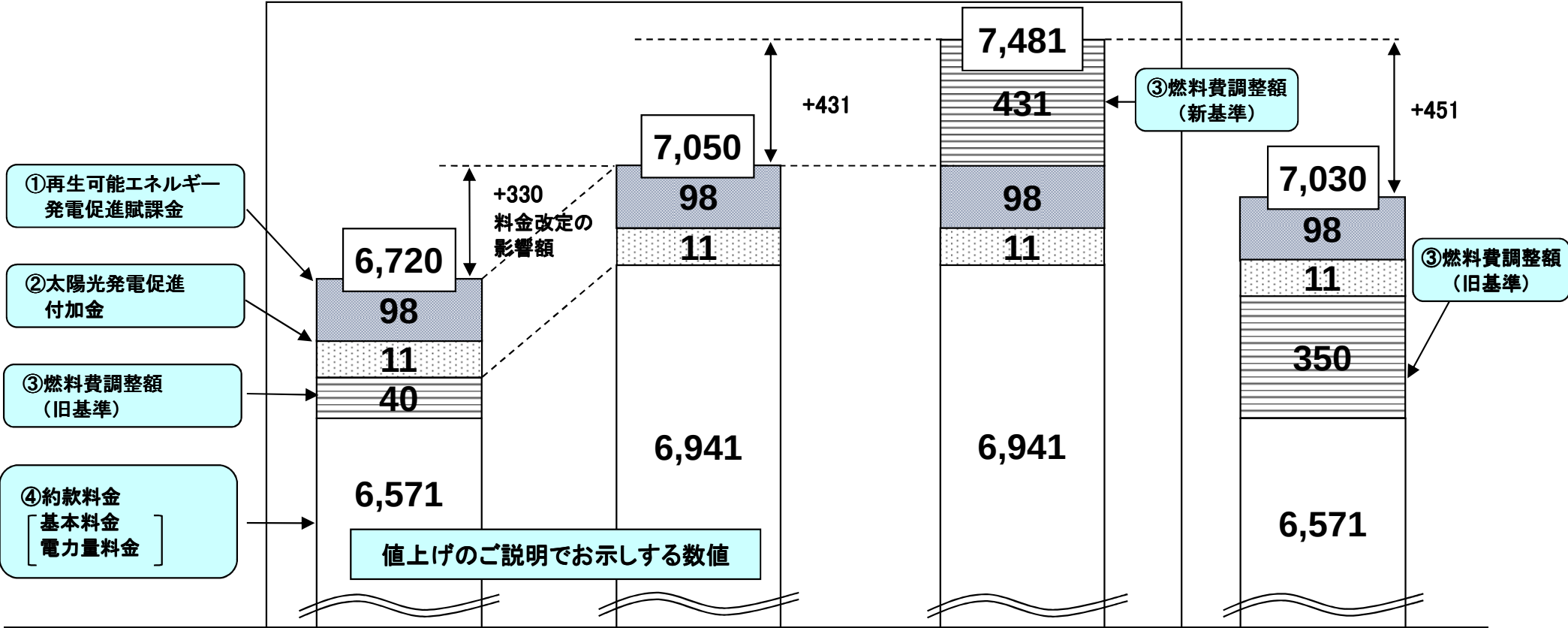
※平均ご使用量およびご契約アンペア別のシェアは平成23年度実績に基づくものです。

※値上げ後のお支払額と同条件で比較するため、値上げ前のお支払額には、平成24年10月～12月の平均燃料価格による燃料費調整単価にもとづく燃料費調整額を含みます。

※値上げ前のお支払額および値上げ後のお支払額には、消費税等相当額、平成25年5月～平成26年4月に適用される単価で計算される再生可能エネルギー発電促進賦課金および平成25年5月～平成26年3月に適用される単価で計算される太陽光発電促進付加金を含みます。(「値上げ前のお支払額」は 値上げ申請時点でお示した「現行料金」とは一致しておりません。)

※実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金は、新たな算定基準等に基づき算定された燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金により変動いたします。

従量電灯Bの平均的なモデル(280kWh/月)の料金について



	値上げのご説明でお示しする数値		9月分のお支払額(※2)	8月分のお支払額
	値上げ前のお支払額	値上げ後のお支払額		
①再エネ賦課金	H25年度分(+35銭)	H25年度分(+35銭)	H25年度分(+35銭)	H25年度分(+35銭)
②太陽光付加金	H25年度分(+4銭)	H25年度分(+4銭)	H25年度分(+4銭)	H25年度分(+4銭)
③燃料費調整	H25年3月分(+14銭) [旧基準]	—	H25年9月分(+1円54銭) [新基準]	H25年8月分(+1円25銭) [旧基準]
参考:貿易統計	H24年10~12月(※1)	H24年10~12月(※1)	H25年4~6月	H25年3~5月
④約款料金	旧の電気供給約款	認可された電気供給約款	認可された電気供給約款	旧の電気供給約款

※1: 認可された電気供給約款料金の前提となる貿易統計です。

※2: 認可された電気供給約款の料金単価は9月1日以降のご使用分からご負担いただきます。料金算定期間に応じて日割計算を行うため、検針期間ごとに異なります。